漁業集落をめぐる地先漁業権の成立と変化

日時:2015年10月3日 場所:東京農工大学

出席者(○は発表者、順不同、敬称略)

田口洋美(東北芸術工科大学芸術学部教授・同大学東北文化研究センター所長)

○中村只吾 (同研究センター専任講師)

蛯原一平 (同研究センター専任講師)

森本 孝(あるくみるきく研究所代表)

川島秀一 (東北大学災害科学国際研究所教授)

○緒方賢一(高知大学人文学部教授)

○高橋美貴 (東京農工大学農学部准教授)

高橋満彦(富山大学人間発達科学部准教授)

趣旨説明

田口洋美 (東北芸術工科大学)

本日はご多忙の中、お集まりいただきありがと うございます。今年(2015年)の1月に、富山大 学の高橋満彦君に講師として芸工大に来てもらい、 土地相続制度や共有財産権に関する研究会をおこ ないました。今日の研究会はその第2弾目に当た るものです。この「戦略」プロジェクトのなかで、 集落というか、人が集い暮らすという「集住」と いうことを考える上で権利関係というのは非常に 重要です。雑駁な言い方になりますが、民俗学や 社会学といった人文社会系の研究者に限らず、近 年では工学系の研究者なども地域研究に関わって きていますが、現場で地域を把握しようと研究を おこなっている人たちは、集落というものがじつ は権利の集合体だということを意外と気付かない で、どこかでそういったものを捨象して共同体を 考えているところがあります。でも実際は、現代 社会においても権利関係というものは生きていて、 例えば僕の実家ではもう田んぼを耕作していませ んけど、未だに農業協同組合や水利組合の組合員 として名簿上生きていたりします。昔、農業を やっていたので株が残っているわけです。つまり 権利というものが実態としては存続していないは ずなのに、共同体内部の歴史的な継続性の中で余

命を持っているということですね。そういうことが集落というのを考えていくときに非常に重要で、ともに集い生きていくときの根幹をなす部分なのですね。共有地などに関しても、農耕だけではなく、山にしても海にしても、どうやってそこを利用して維持して来たのかという入会権(山野入会権、入浜権)ですね。その運用実態というものを可能な限り見てゆく、そういうことを確認した上で地域のことを掘り下げて議論しないといけない。ということで、こういう法制度研究会を「戦略」プロジェクトで立ち上げた訳です。

今日も報告や議論を通し、おそらくいろいろな 驚きがあると思います。例えば、自明だと思って いたものがじつは明治近代以降に生まれた憲法の 解釈によるものであったり、あるいは帝国憲法時 代の考え方が戦後も踏襲されていたり、逆に見直 されたり。明治以降に作られてきた家制度なども その典型ですけども。結構今でも長男が家を継ぐ という考え方が固定化されている。とくに親の世 代のなかに根強く残存している。そもそも財産に 対する考え方も親の世代と子の世代ではずれてき ている。つまり、財産権といえば固定資産を思い 浮かべるのは我々の世代ですが、今の若い世代の 人たちは流動資産が中心です。現金とか、有価証 券とか。物としての財産というのはあまり価値を 持たなくなってきている。どちらかと言えば固定 資産は足かせになるというような意識ですね。つ まり今、社会はそういう形で少しずつ微変動して いる。価値付け意識が変化してきている。そのな かで権利の集合体である集落というものをどのよ うに考えていけばいいのか。そのヒントをこうした研究会を通して探っていきたいと考えています。 それでは今日はよろしくお願いいたします。

近世〜明治期の東日本における漁業秩序 一伊豆国内浦・出羽国飛島を事例に—

中村只吾 (東北芸術工科大学)

今日は、このあとの高橋先生や緒方先生のご発表の前段になる話といいますか、近世から明治にかけての漁業秩序の状況について、これまで自分がフィールドにしてきました伊豆国の内浦地域と、出羽国の飛島という2カ所を主な事例として報告させていただきます。

はじめに、そうした具体的な事例に入る前に、 近世以降の漁業法の流れをざっと確認しておきた いと思います。近世の漁業制度、漁場利用秩序を 考える際にポイントになるのが、寛保元年 (1741) の「山野海川入会」の法令化であると思 います。それからしばらく時を経て明治に入り、 明治8年(1875)に海面官有宣言がなされ、海面 が国のものとされるようになったわけです。同時 に、近世に様々あった漁業にかかる雑税が廃止さ れました。それらの動きは近世以来の漁業秩序に 大きな影響を及ぼしました。その後、明治19年に は漁業組合準則が公布され、漁業組合に漁業権が 付与されるという動きが出てきます。そして明治 34年には旧漁業法が公布され、昭和24年に現行の 漁業法である新漁業法が制定されるまで続くこと になります。こういった流れのなかでポイントと なるのが、近世の漁場利用秩序や慣行が、明治の 漁業法の下地になっていたという点です。法律が 制定されるなかで従来の慣行が漁業権として権利 化されていくという動きが一つみられる。そして さらに、明治の漁業法での漁業権や漁業許可制度 に関する基本的な枠組みは、現行漁業法に継承さ れています。非常に大雑把ですけれど、まずこれ を押さえておきたいと思います。

次に、明治維新期から旧漁業法の公布にかけて

の動向に注目してみたいと思います。先ほど海面 官有宣言が明治8年になされたと申し上げました。 そのことによって漁場が国のものとなったわけで すので、それをふまえた新たな漁場占有利用関係 や権利設定に向けた動きが起こってきます。宣言 直後は、それまで各地の漁業現場、在地それぞれ にあった権利関係におけるトラブルが頻発しまし て各地で争論が起きました。そのため、その後、 明治政府の側も旧慣尊重という方針を加えていく ことになります。

海面官有宣言をきっかけにした動きというのは、例えば、伊豆国の内浦地域の場合、網元(当地では津元と呼ばれる)のような存在に対して大きな打撃を与えるものでした。また、町村合併が進むなか、近世とは「村」の区分が変化していきます。そのため漁場占有利用の主体が、「村」から漁業組合へと移っていくという動きもでてきます。これまでの近世的な集落をベースとして、そこの漁民たちが組合へ入っていったということです。そして、地域では多種多様な旧慣が存在しており、明治政府はそれらを尊重した。しかしその一方で、行政的な不統一や不公正、矛盾などが問題化してきたこともあり、全国的な法体系としての旧漁業法の成立へとつながっていった。そのような動きがあるということです。

ところで、少し話が戻りますが、近世的な漁場利用関係をいう際に取り上げられることの多い史料を紹介しておきます。冒頭にも少々触れた寛保元年の「山野海川入会」です。そのなかには、「村並之猟場は、村境を沖え見通、漁場之境たり」「磯漁は地附、根附次第也、沖は入会」と書かれ

ています(「律令要略―山野海川入会」/石井良助(編)『近世法制史料叢書 第2』弘文堂書店、1939年)。つまり、陸地側の村境を基準にして、そこから見通した延長線上を地先漁業として利用する。一方、沖合の漁場に関しては、村境などで境界を設けるのではなく村々入会で利用する。こういった利用関係が近世漁業秩序のベースとしてあったわけです。地域ごとに異なっている部分もあるかとは思うのですが、基本的にはこういったものであったということです。

それでは事例に移りたいと思います。1カ所目の伊豆国の内浦地域は、現在の静岡県沼津市に位置します。近世には、重寺(しげでら)村から木負(きしょう)村にかけて六つ村が存在していました。一つ一つ独立した村でもあり、内浦六ヶ村というかたちで組合にもなっていました。そして、この各村の地先に、網戸(あんど)場と呼ばれる漁場区分がありまして、例えば、6ヶ村の一つ長浜村の場合、地先に二又、小沢、宮戸、網代、小脇という5カ所の網戸場がありました(図1・2)。

その内浦で近世におこなわれていた漁業として、まずは建切網漁という、一種の定置網漁が挙げられます。先ほど申し上げた津元、いわゆる網元1人とその指揮・監督下で働く網子(あんご)と呼ばれる人々、数人から10数人からなる網組によって、網戸と呼ばれる地先漁場で操業をしていました。ただし、1カ所を固定的に利用していたわけではなくて、日繰り利用というかたちで、各網組が順繰りに交代で移動しながら利用していましたが、無種に関しては、マグロやカツオ、あるいはイルカなどの回遊するものです。立網漁のほかにも、より小規模な網漁や釣り漁なども操業していましたが、村としては、この立網漁を優先的におこなっていたようです。

長浜村の場合、立網漁をおこなう網組が5組あって、各網組には6人ずつの網子が世襲的に所属していました。津元は、大屋と大上と北方という屋号の3家が務めていました。苗字はいずれも大川です。彼らは浦々の経済政治全般において権威、権力を誇っていました。漁業に限らず、村政ですとか、その他経済面などでも広く力を持っていました。長浜村の場合、この津元制度は明治17

年に廃止されました。

立網漁の方法について説明をしておきます。高 台にある魚見(魚群の到来を見張る場所)におい て地先海面への魚群の到来が発見されると、網小 屋に詰めている網子たちにそれが知らされます。 そして網子たちは網舟に乗って漕ぎ出し、まずオ オアミという一番外側の藁製の網を張りだして魚 群を囲い込みます。次に、シメアミでもってさら に小さく囲い込みます。最終的にはアテアミをあ てて捕ります。浜に引き寄せられた魚は、網子た ちが海に飛び込んで引き揚げていきます。このよ うに魚群到来から引き揚げまでスピーディーにお こなわなければならない漁でした。

ここで少し話を変えまして、内浦六ヶ村の概況 をみてみたいと思います。例えば文化・文政期 (1804年~29年)の6ヶ村の村高や、軒数、網子 の人数をみてみますと、同じ内浦地域内の村々で も、各々状況が異なっていることがわかります (表1)。例えば、長浜村は軒数が40軒あって、 そのうちの3軒が津元で、30軒が網子というよう に、漁業の色濃い集落です。一方、重須(おも す)村の場合、軒数54軒に対して津元が2軒、網 子が14軒と異なっています。すなわち、同じく立 網漁を特徴的な生業としながらも、村ごとに性格 が異なる部分も多くありました。

続いて立網漁の株に関する話に移りたいと思い ます。これは文化14年(1817)の長浜村各百姓の 所持高や、年貢、諸役負担の状況などを一覧表に まとめたものです (表2)。このなかの小文次 (大屋)、冶郎兵衛(北方)、一平次(大上)が津 元3家で、所持高では津元家が比較的上位にいる ことがわかります。そして、漁業に関して注目さ れるのが浮役という欄です。これは、それぞれそ の網戸に対する株をどれだけ持っているのか(e x. 法船方4分1)、その株に対してどれだけの 負担をしているのか (ex. 法船方4分1株持ち で0.297石)ということです。浮役という、網戸 に対して賦課された役負担がありまして。津元3 家は浮役を多く負担している、すなわち網戸株を 多く所持していることがみられます。表のなかで 網子に該当するのは夫銭を負担している人々です。 ただし、網子のなかにも一部、浮役負担、株所持

をしている人がいます。

ところで網組の津元を誰が務めるのかについて は固定的である一方、その役割にともなって得る 収益部分については、「津元株」として分離して 物権化し売買することが可能でした。収益を得る 代わりに税の負担をしました。また、網戸株も物 権化しており、売買が可能なものでした(図3)。 冒頭に、網戸とは漁場名であると説明しましたが、 そうであると同時に網組からの収益配分権を意味 する言葉でもあったのです。その場合は、四郎次、 大網舟、五郎左衛門、法船、三人衆という網組の 名前で呼ばれ、分割売買が可能な株として取り扱 われていたわけです。そして、1網戸=2状とい う単位で構成され、株の保持者は持ち株数に応じ て収益配分を受けると共に、賦課役である浮役米、 あるいは漁具の調達ほか立網漁操業にかかる諸費 用などを負担していたのです。

さて、こうした津元制度は、長浜村では明治17 年に廃止されたと先ほど申し上げました。明治に 入ってすぐに津元と網子の激しい対立が生じまし て、明治8年の海面官有宣言なども経ていくなか で、津元の立場は非常に弱くなっていきます。そ して最終的に明治17年に津元制度がなくなりまし た。その後、村の共同といいますか、津元と網子 という区分がなくなるかたちで漁業が再編される という流れになります。そうした流れのなかで明 治23年にできた内浦漁業組合規約というものがあ ります(明治23年「丙農第壱四六号」/「長浜村 大川(大上)家文書」『沼津市史 史料編 漁 村』「内浦地区」部分、59)。そこにはいくつか注 目される点があるので紹介したいと思います。そ の一つは第22条で、「当組合地区内ニ於テ捕魚採 藻業ニ従事スルモノハ、総テ組合ニ加入スルモノ トス」と組合加入が漁業をおこなうための条件と されている点です。次に第31条です。この前の第 29条と30条において、底魚延縄ですとかタイ、ヒ ラメのコサラシ網(置網)といったものの漁期な どが定められており、そのうえでこの第31条では 「前第廿九条・第三拾条ノ漁業ハ期限内ト雖モ、 地曳網漁業ノ景況ニ依リ臨時之之ヲ差止ムルコト アルヘシ」とされています。この地曳網とは立網 漁のことを指しているようです。つまり、近世の

津元制度はなくなったものの、立網漁を優先したうえで他の漁業もおこなうという近世以来の秩序は、この条文に引き継がれていることがみられるのです。地曳網(立網)に関しては他の箇所でも記述がみられまして、第35条では「本組合地曳網漁ハ専有漁ニシテ、其魚類左ノ如シ」というように魚種が定められており、マグロ、カツオ、イルカなど従来通りのものが記されています。それから、第38条には「第三拾六条及第三拾七条ノ漁業ハ、組合外ノ者ト雖本組合ノ地先ニ於テ該業ヲ営ナムヲ許サズ」とあります。第36・37条で組合員の禁止すべき漁法を定めているのですが、さらに組合外の者についても、それらをおこなってはいけないと書かれています。そして第39条では、「海面漁業区域ハ従前ノ慣行ニ依ルモノトス」と

「海面漁業区域ハ従前ノ慣行ニ依ルモノトス」と あります。これまでの漁業区域が慣行に依るかた ちで継承されているのです。

続いて、山形県唯一の離島、飛島についてお話 しいたします。

近世における飛島の漁業は、内浦とはまた性格 が異なっていまして、個人・戸別経営の漁が主体 でした。地先沿岸でおこなう漁が多く、メバルな どの魚類、ワカメ、アラメ、エゴ草などの海草類、 あるいはアワビ、サザエなどの貝類、その他イカ、 ミズダコなどの捕獲採取がおこなわれていました。 それに加えて、数人が乗り合わせて沖まで出てお こなう、集団漁としてのタラ釣り漁も存在してい ました。ただし、この場合の沖というのは岸から 3、4里程度のものなので、今では沿岸漁に含め られるようなものです。そして、それらの漁業に 対しては様々に役負担が課されていました。飛島 では米の代わりにイカ、スルメを年貢として大量 に納めていたのですが、その他にもアワビやサザ エ、タコ、ワカメ、アラメといった様々な海産物 を五節句の献上品として領主である庄内藩へ贈っ ていたのです。

飛島は平坦な島で、島内には三つの集落があります(図4)。近世に勝浦村、浦村、法木村という村であったものが、現在もそれぞれ勝浦地区、中村地区、法木地区として、近世の集落区分を残す形で存在しています。

これは安政2年(1855)の飛島東側のタラ漁場

を描いた絵図です(図5)。飛島の場合も地先の 漁場に関しては、各村境の延長線上で区分がなさ れていました。そしてタラ漁場に関しても、それ らをさらに沖に延ばしたかたちでの区分がなされ ていたのです。この絵図の真ん中のあたりに上下 背中合わせのようなかたちで文字並んでいるのが みられます。これは、それぞれの場所からの各目 印の見え方を記したものです。上向きに書かれて いるのは飛島側の目印の見え方で、下向きに書か れているのは鳥海山側の山々の見え方です。つま り、いわゆる「山合わせ」(海上からの2つ以上 のランドマークの見え方をもとに位置を確認する 方法)で各漁場の場所が定められており、それを 絵図に描くことで村全体、島全体としてその認識 を共有していたということです。もっとも、この 絵図が作成されたのは漁場に関する争論がきっか けです。円滑な利用関係ばかりで日々の操業が成 り立っていたわけではなく、そのような争論も経 ながら漁場設定がなされていった側面もあったの だといえます。

さて、この近世のタラ漁場のようなものが、近 代、明治になってどうなっていったのでしょうか。 飛島の場合は、個人・戸別経営が主体ということ で、先ほどの内浦とはだいぶ様子が異なるのです が、それでも近世から明治になって漁業現場が混 乱したところがあるようです。例えば明治24年に 法木村の渡部権平という人物が著した「当島雑記 録 全」という記録があります(山形大学附属博 物館所蔵「山形市三浦文庫文書」山形大学附属博 物館(編)『古文書近世史料目録 第13号』(102) 飛島村-30-41)。それを読むと、その作成の背 景には、明治に変わってからの漁業現場の混乱が あったことがうかがわれるのです。近世以来の漁 場区分というものを、今ここであらためて確かめ ておかねばならないという危機感のもと、その記 録は作成されたようなのです。

そうした動きも経ながら、明治36年には、旧3ヶ村を合わせた飛島村としての漁業組合ができました。その規約を少しご紹介したいと思います(年未詳「飛嶋村漁業組合規約(写)」/山形大学附属博物館所蔵「山形市三浦文庫文書」山形大学附属博物館(編)『古文書近世史料目録 第13

号』(102) 飛島村 -54-17)。ここでも内浦と同様、近世からの漁場利用秩序の継承がうかがわれます。例えば、第32条には、「本組合ノ享有スル漁業権行使方法左ノ如シ」とあり、その第1項では「地先水面専用漁業権ニ依ル漁業ハ従来ノ慣行ニ基キ、大字毎ニ各自又ハ共同シテ之ヲ為スモノトス」とされています。その後に「磯海漁業」と「鱈釣沖漁業」それぞれの漁場区分が書かれています。確認してみると、近世の漁場区分が踏襲されていることがみてとれます。

また、同条第4項には、「鱈漁業者ハ従来ノ慣行ニ依り納屋ト称シ来リタル組合員ノ専業トス」とあります。飛島のタラ漁業に関して網元制度のようなものはなかったとされていますが、納屋という世話役のような人がいて、その人を中心におこなわれていました。そうした慣行もこの規約においては継承されているわけです。

あるいは同条第5項では、「蛸(大蛸二限)ハ 従来ノ慣行ニ依リ縁故アル組合員ヲシテ漁業ヲ為 サシム」と書かれています。飛島ではタコ(ミズ ダコ)のいるタコ穴が、ある種の物権化していて、 売買されるものでもありました。ここでは、タコ 穴を所持している人を「縁故アル組合員」といい、 慣習的なタコ穴利用が継承されているわけです。

さらに第33条では「本組合員ノ漁業上予メ災害 ヲ防ク為メ左ノ各項ヲ規定ス」として、タラ漁に ついてもいくつかの取り決めが記されています。 なかでも例えば第4項で「従来ノ慣行ヲ守リ居場 所・順番ヲ定メ、番長ヲ設ケ、当日ノ申合及合図 ヲ掌ル」とされていることなどは注目されます。

以上ざっと事例紹介のようなかたちで報告をさせていただきました。内浦や飛島の例をみる限り、近世から明治への移行にあたって継承された漁場利用秩序・慣行も多かったことがわかります。ただし、あらゆる旧慣が保持されたわけではなくて、もちろん各地域で淘汰、取捨選択の状況は相違していたことでしょう。例えば、内浦の場合は、近世の漁業秩序を強く規定していた要素としての津元制度が消えていったのに対し、飛島では近世以来の秩序が継承された部分が比較的多かったのではないかと思います。そして、明治政府は近世以

来の地先漁場地元主義というのを基本としながら、 水産資源を繁殖・保護する姿勢をみせていくこと になります。この点に関しては、この後ご報告い ただく高橋先生のご専門になろうかと思います。 さらに、近世には漁業といえば沿岸漁業がほとん どでしたが、近代以降、動力船や様々な新漁法の 登場などの漁業技術の発展を経て、沖合・遠洋漁 業の盛行へと移っていくことになります。そうし た近世から現在に至るまでの漁業の変化のなかで、 慣習・慣行というものが現地の漁業秩序、漁業経 営の維持・発展のうえでいかに有効であるのかと いうのが、過去の各時代にあってもそうでしたで しょうし、現在においても問題になるのではない かと思います。必ずしも、古くからのものだから いいということではないでしょう。近世から明治 に至る段階でもそうであったように、慣行という ものがどれだけ現場に対して有効かということが、 これからの漁業や漁村を考えるうえでも問題にな るのではないかと考えています。

(質疑応答)

森本:津元制度の崩壊、移行ということの最大の 理由というのは何だったのですか。

中村:漁獲物の配分など、津元制度のもとでは網子側が非常に不利であったことがやはり大きかったのではないでしょうか。網子たちが、立網漁の水揚げ手続きにおいて「不正」をはたらいたり、立網漁以外の漁への志向性をみせたりしている事例が、近世の段階でいくらか確認できます。加えて、明治に入ると、代官や幕府の後ろ盾が津元側になくなったことや、自由民権思想のような時代の新思潮の影響もあって、一気に地位向上への意識が高まっていったのではないかと考えられます。

森本:やはり経済的な要因というのは大きいですよね。例えば、京都府の伊根の場合をみてみても。あそこは戦前ぎりぎりまで、ここでいう網元制度のような株制度、漁株制度が残っていたところですけど、結局それも不平等というか、網主の、株主の大きな収益に対してその下で働く小作たちが割に合わないということで。小作が騒動を起こしていくわけですね。裁判まで起

こしていくようになる。やはり経済的要因ということですね。

高橋(満): ちょっと聞きそびれたのですけど、 津元制度が崩壊することと海面官有宣言とはど ういった関係なのですか。

中村:津元が有していた特権的意識の拠り所とい うか、大きなポイントになっていたのが、漁業 に伴う様々な役負担の存在でした。それを負担 することで様々な特権を持ち得ているのだと。 また、明確に制度として定まっていたわけでは ないのですが、津元自身は地先の海は自分たち のものだという意識を持っていたようです。そ れが明治の海面官有宣言で、国のものというこ とになった。様々な役負担も廃止となり、そこ で大きな動揺が起こったようです。海面官有宣 言後の津元と網子の訴訟文書の中でも、海は自 分たちものだと津元らがいうのに対して、網子 たちは反論しています。津元にしてみれば、こ れまで網元として実質的に独占利用してきたこ とにともなう権利意識があったのだと思いま す。

高橋(満): どうなのでしょうか、海面官有宣言って全国的な影響があったのですかね。

緒方:難しいでしょうね、そういった国の制度がすぐに津々浦々へ行き渡るかというと疑問です。名目上、あるいは形式上はそういうものがあったとしても、必ずそれが入ってくるかというと。やはり伝統的な、昔ながらの網元制度みたいな組織が圧倒的に強かったでしょうし、明治維新以降みんな平等になったといってもそれは形式の話しであって、実態としては漁村においてもそういった社会秩序は残っていたのではないでしょうか。農村でもそうですよね、地主と小作というのが明確にあって、そのなかでの話しということにおそらくなるのだろうと思います。

中村:内浦の場合も、海面官有宣言というのは一つのきっかけとしてはありますけど、やはり一方では、旧慣のようなものも根強く残っていったのではないかと思います。

川島:三陸でもあまりこういうことはないですね。 網元が半分もらって後は分けるという。それが ずっと近世から変わらないと思いますね。 **田口**: そもそも網元の権利は売買が可能なものですか、よそ者が。

中村: 実際に漁業をやる人間は漁民ですけれど、 漁業からの収益配分権については株として買う ことができました。株には、役負担、税納の義 務も附随していました。

森本:さっきの伊根の漁株は株持ちでないと伊根 湾の主要漁業のブリ漁やクジラ漁、イカ漁等が できなかったのですが、魚株の売買や分割は可 能で、漁をする権利者の移動はありました。三 陸の方では、例えば宮古の場合、入札制度です ね。明治8年の官有宣言以降入札制度になった のです。もちろんその入札では、それまで大謀 網(定置網)を経営していた人が取っていくと いうことが多いですけど。

川島:入札は結構見られますね。サケ・マスなんかもそうですよね。ボラ網も入札で決めますし。

蛯原:飛島の漁業組合の規約で、タラ漁は昔から の慣行を守るようにとわざわざ書いてあるとい うことは、新しい人が明治になって参入してき たということですか。

中村:どうでしょうか。明治になって漁業秩序が 再編されていくなかで、新規に参入しようとし た人々がいたのかもしれません。

田口: 例えば、巨大資本みたいなものが、関西の 財閥とかそういうものを一気にそうした権利を 押さえるということだってあり得るわけですよ ね。現場はやらないまでも権利を買い取ってし まって、売り上げを関西に持っていくとか。

緒方:定置網などは相当大きな仕掛けが必要なわけで、お金を出す、そういった金主がいることはありますよね。そして、売り上げの何割かを持っていくという意味では事実上の支配者であるわけです。

田口:あと、明治になると、こういう資料って結構書かれますよね。例えば森林にしても。何か外部に対する警戒心みたいな、自分たちの権利を確認するための規約のような文書ですね。例えば、三面で聞いたのはオソ(大型獣捕獲用重力罠)場の権利ですね。金銭的売買もされたのですが、よその人がオソ場を欲しいというと、よそ者には売れないと。オソ場の権利というの

は三面に生まれた者でなければ持てないという ことを言って断ったのだという話しがありまし たね。

森本: 婿として入ってきた者はどうだったのですか。

田口:オソ場の権利は、家が持ちますから婿でもいいのです。個人で持つわけではなく、家が所有している占有的利用権ということで。でも、この人がクマ狩り、カモシカ狩りに行きたいとかと、村の猟に出たいと言っても参加できません。それは個人の権利なので。

森本:輪島の海女の場合はどうでしたっけね。ア ワビを捕る権利というのは。よそから嫁に入っ てきた者が捕れたのでしたっけ。実際上は海に 潜れない近郷農村などから嫁に来ることはな かったようですが、あそこも結構厳しい規約が あって。

田口: そういうことが結構、明治になると書かれるでしょう。何でだろうと。江戸時代に書いてなかったものが書かれるでしょう。

川島:産業にかかわらず、契約講とか。集落の掟 みたいなものが書かれ始めるのもやはり明治。 何か大きな動きはあるのでしょうね。

田口:三面だと、天明、天保あたりに山契約など 村の掟みたいなものがたくさん書かれるように なります。それはなぜかと考えてみると、山で 獲れるカモシカとかクマが金銭的な価値を急激 に持つようになったということがあって。だか ら、こういう場合は村に出しなさい、こういう 場合はあなたのものでいいですよといった明確 な線引き、決まりが必要になったと解釈できま すね。それというのはおそらく村人全体の権利 と個人の権利というのが際立ってくるように なったということ。それから資源利用、資源に 及ぼす力を村がコントロールしていくというよ うなことがどうもこの頃から明確にでてくるの かな。なので、村のものとか個人のものとかを なぜ分けて考えていく必要があったのか、とい うことは非常に興味があるわけですよ。そして、 マタギ関係の場合、だいたい1750年代以降から そうした動きが顕著になる。それはそれだけ金 銭が浸透していった、あるいは市場経済が浸透

していったということなのか、また違う問題が あるのか。非常に興味があります。

川島:全く違うことで、飛島のタラ釣りに関してですが。規約の中で、「くじを引いて順位を定め、輪番交代して漁業を為す」とありますが、これはくじを引いたものが何かいい場所を取ることができるということですか。

中村:村ごとの境界は決まっていますけど、村内 の一つ一つの場所については、場所ごとに良否 などもあったのでしょうから、抽籤制と輪番制 とで公平化をはかっていたのではないでしょう か。

川島:輪番制ということなのですけど、漁期中は そこを動かないのですか。それとも日にちでず れていくのですかね。

森本:周防大島の大網という、船引きのイワシ網の場合はそうでしたね。漁場を利用するイワシ網組が集まって籤を引いて、日付ごとにその漁場を使う順番を決め、日付順に網を入れる順番が動いていく。漁場もまたイワシの成長に従って違う海域に移動していきます。

19世紀の水産資源繁殖政策と資源変動

高橋美貴 (東京農工大学)

私の専門分野は文献史学、日本の近世史で、と くに漁業史や漁政史を中心に研究をやってまいり ました。時代としては江戸時代から近代の初めく らいまでを見通しながら、東北地方の沿岸部を主 なフィールドとして、文献資料を素材に分析を やってまいりました。テーマとしては資料-1-2に掲げてある研究をしてきたのですが、今日ご 報告させていただくのは、「3. 近世から近代前 期(19世紀末)までを射程に入れつつ、資源保全 や資源政策に関わる歴史を描く」に関わるところ です。話題として提供したい論点は二つあります。 一つ目は、19世紀末に日本で実施された水産政策 の特徴を概観することです。その概要を以下、Ⅱ、 Ⅲ、Ⅳでお話しさせていただきたいと思います。 この時代には、水産資源問題が国際的な規模で意 識され、それに対する社会的対応が欧米を中心と して、これまた国際的なレベルで高まりました。 水産資源保全史という観点から見ると、この時代 はかなり大きな世界史的画期だったわけです。こ の時代の日本も、このような国際的状況のなかで 漁政を推進していきます。その展開過程と背景と を探りながら、日本における水産資源政策の起点 となった時代を、世界史的な視野を持ちながら整 理してみようというのが、この報告の一つ目のね らいです。

二つ目は、今日は緒方さんをお迎えしての研究

会ということで、上記のような概説を前提として、 緒方さんのご研究や緒方さんが参加された共同研究の成果に何らかの接点を作ることを試みることです。今回の報告を準備する過程で、これらのご研究を拝見させていただき、非常に興味深く感じました。私の研究は19世紀末で終わってしまっていますので、これらの研究への接続を模索しながら、私の研究を踏まえて20世紀までの展望してみたいと考えたわけです。それは、かなり単純なものにはならざるをえませんし、最後は課題提起という形で終わらざるをえないのですが、ご研究を拝見してこんなことを考えてみました、ということを後半でお話しさせていただけたらと考えています。

それでは、一つ目の論点に入っていきたいと思います。まず、「Ⅱ. 19世紀末・水産資源繁殖の時代」に入ります。日本の漁業を素材にして自然資源の保全・管理の歴史を考えるときに、この19世紀末という時代は重要な画期のひとつだと私は考えていて、先ほどお話しした理由からこの時代に非常に興味を持っています。この時代の日本の漁政を特徴付けるキーワードが、自然資源の「繁殖」という言葉だと考えています。この時代の日本では、全国の道府県で、全国の道府県で水産資源繁殖を目的にした法令が連発されるようになるのです。

では、どのような法令が発布されたのでしょうか。 その内容を詳細に紹介する時間はありませんが、 その中身を整理してみると2の(1)から(5) の五つにまとめることができます。とくに多いの は、水産物の産卵活動を守れ、産み落とされた卵 を守れ、稚魚を保護しろといったものです。また、 それを実現するために、禁漁区や禁漁期の設定、 網目の大きさなどの漁具・漁法の制限、それから 魚道を確保せよといった法令や火薬毒物を使うな といった法令が全国的に発布されました。

一例として3に、秋田県で1880年に出された法 令を掲げておきました。この法令では、秋田県内 というのは非常に水産資源が豊かだという前書き の上で、にもかかわらず漁法や漁具が適切なもの でないために、漁師たちは短期的な収益のみに目 を奪われ、将来的な資源の繁殖に注意しない、こ のままでは水産資源が減少・消滅してしまうこと になる、と強い危機感が示されます。さらに資料 の二重傍線部をご覧いただきますと、このような 近年の状況と対比して、江戸時代まで水産資源の 繁殖を維持するための慣行などがあったので乱獲 が起きなかったのだと述べています。実は、この 時代の水産資源繁殖法令では、藩政時代が資源保 全という点で見ると非常に理想的に描かれます。 それに対して、この頃になると、資源利用を抑制 していた江戸時代以来の慣行が消滅してしまい水 産資源の乱獲が進んでいるのだと述べられるわけ です。このような認識の延長線上で、今後、毒物 を使って魚を獲ることはもちろん、サケ・マス・ アユなどの稚魚を獲る漁具の使用も一切禁止する、 と通達しています。この段階の道府県で連発され た水産資源繁殖法令は、このようなものでした。

もちろん道府県でこういった法令が出される背後には、政府が国家政策として、水産資源繁殖の推進という方針を採用したことがありました。その起点になりましたのは1にございます1881年の内務省達乙第二号という法令でした。(1)をご覧いただきたいのですが、「水産資源の増殖を図ることは国家経済の重要な課題である」というふうにまず高々に宣言した上で、二重傍線部分で「廃藩置県以来、国内では従来の慣行が破壊されために、水産資源の繁殖に支障を及ぼす事態」

が多発していると述べています。さきほど見た、 江戸時代から明治時代にかけての推移を資源繁殖 の後退過程としてとらえる歴史認識がここでも示 されていることが分かります。そこで、「各地域 で十分な調査をおこなって漁業の保護と水産の増 殖に努めよ」と命じるわけです。

では、このような法令が発布される背景には、 どのような政府側の認識があったのでしょうか。 1883年に第一回水産博覧会という、全国の漁業や 漁具、その他漁業に関する事物を一堂に集め、そ の展示・品評を行った博覧会が日本で初めて実施 されます。その時の品評結果を見てみますと、日 本の在来の漁具・漁法というのは非常に有害過酷 だ(過剰漁獲を引き起こしやすい)、このような 有害過酷さを放棄させ、資源繁殖という理念に 適った漁具・漁法へ誘導していく必要があるとい う認識のもとで、出品された漁具・漁法の評価が 行われています。たとえば①をご覧いただきます と、日本は漁具の精巧さでは引けはとらない、し かし漁師の知識不足や法的な整備の遅れなどのた めに資源繁殖に障害をもたらす漁具・漁法が少な くないという認識が示されています。その上で② では、未開国では精巧な漁具を使う傾向が強いの だと述べています。つまり、こういう精巧な漁具、 漁獲圧の高い漁具を使っているというのは未開国 の証なのだというわけです。逆に文明国では、資 源繁殖への配慮から漁具の過度の精巧さというの は、あえて放棄されるのだ、と述べています。実 際、二重傍線部をご覧いただきますと、欧米諸国 の漁業法では、水産資源の繁殖を図ることを目的 にしてこの有害過酷な漁具・漁法の使用は厳禁さ れているのだという認識が示されています。つま り、この時代の日本では、水産資源の繁殖政策漁 政の文明化政策として提起・実施されたのです。 この時期に全国の道府県で連発された水産資源繁 殖を目指した法令は、このような状況認識のなか で連発されたわけです。

では、この時代の欧米諸国では、ほんとうに水 産資源繁殖を目的にした政策が進められていたの でしょうか。ここで、「Ⅲ. 欧米における『資源 繁殖の時代』の背景」に入ってください。結論か ら申しますと、19世紀末の欧米諸国では、実際に、 1860年代以降水産資源繁殖を目指した政策が展開していくということが分かってきます。資源繁殖を目指した法制の整備とか、人工繁殖、あるいはその前提となる水産資源に対する研究が、この時期に急速に欧米諸国で急速に起動していくのです。

次に、「二、欧米諸国における水産資源政策推 進の背景」に入ります。1882年に大日本水産会が 日本で設置され、その第一回集会が開催されまし た。そこで松原新之助という人物が「漁業の沿 革 | という講演を行うのですが、その内容から欧 米諸国の状況を見てみましょう。彼は日本の魚類 学の大家で、1880年にベルリンの漁業博覧会とい う世界で初めて開催された漁業博覧会へ内務省の 御用係として派遣された人物です。帰国後には、 東大教授・農商務省の技師、大日本水産会の幹事 などを歴任して、日本の水産振興に大きな役割を 果たした人物のです。松原は、この講演のなかで、 オランダのニシン、北米のタラ・クジラ・トド・ ラッコ、ドイツのウナギ、欧州のザリガニ、これ らのものを事例にしながら、この段階の欧米諸国 で「魚介ノ滅亡」が進んでいるという状況をまず 紹介しています。そして、その背景として、この 時代に進んだ水産物需要や水産物貿易の拡大。あ るいは、汽船の増加とそれによる魚卵の損壊。そ れから家屋・工場の増加による水質汚染があった のだと指摘します。その結果、(3) にあるよう に水産資源の減少が引き起こされ、それゆえ欧米 諸国では水産資源の人工繁殖の着手や資源繁殖を 目的にした水産法制の整備が急速に進んでいるの だと述べるわけです。

ここで松原は、この時期に欧米で水産資源の減 少が進む原因を三つ掲げています。ひとつ目は、

(a) 水産物需要と水産物貿易の拡大による漁獲物の増加、つまり漁獲量の増加ですね。それからふたつ目は、(b) 汽船の増加とそれによる魚卵の損壊。これは意味が分かりにくいのですが、この時期は発動機搭載型の漁船が登場してくる時期ですので、それによって水産資源の産卵活動が阻害されていることを述べているのではないかと思います。そして、みっつ目は、(c) 水質汚染の拡大です。この結果(4) 欧米諸国で水産資源繁殖を目的にした水産会の設立が相次ぐことになる

のだというのです。この時期、例えばドイツ水産協会だとか、米国養魚協会などの水産会が欧米諸国で相次いで設立され、それが各国政府の水産政策にさまざまな関与・貢献をしていくことになります。これらの団体はいずれも水産資源の保護繁殖を図ると同時に、その販売を拡大することで富国策にも貢献していくのです。さらに(b)をご覧いただきますと、松原が欧米人の優秀性を魚肉を食べることと関連づけて、魚肉をたくさん食べるから脳髄が発達するのだと述べています。「魚を食べると関連がよくなる」という言説もまた、この段階に生まれてくるようです。このような世界的状況を背景として、1882年に大日本水産会設立が設立されたのです。

次に三をご覧ください。「水産資源保全を目的 とした国際的な制度創設への機運も」とあります が、1902年にロシアのサンクトペテルブルクで第 三回の万国漁業博覧会とが開催されていました。 詳しくは資料をご覧いただきたいのですが、そこ では個々の国家の枠組みを超えて、水産資源保全 のための国際的な法的規制を作る必要があると いったところまで話が進んでいます。さきほど紹 介した松原の講演によると、この時代の欧米諸国 は、サケの人工繁殖のほか、タラの人工繁殖を技 術的に可能とすることに非常に関心を寄せていた ことが分かります。例えば四の1をご覧いただき ますと、ノルウェーが1884年以降、2億個のタラ 卵の孵化放流事業を実施したことが分かります。 そして、ペテルブルク万国漁業博覧会にもタラの 人工孵化場を出品したり、さらに1900年に蒸気補 助器を装備した調査船を建造し、そこに生物学者、 水理学者、漁業熟練者などを乗り込ませて水産生 物の集散、習性、漁法などの調査研究を実施した りしています。その際、とくに意識されていた魚 主がタラで、魚卵から成魚に至るまでの発育状況 とか海流について調査が積み重ねられるのです。 こうして、この時代に、研究者を利用した水産研 究が本格化していくのです。ドイツでも1870年に キール水産調査所が設置され、タラとニシンを対 象に、エサや産卵発育などに関する調査が実施さ れていますし、米国でもタラの孵化放流事業が実 施されています。ウォーズフォール及びマサチュ

セーセッツに連邦政府水産局 - これはのちの漁業局のことだと思うのですが - の試験場が設置され、鹹水水族としてはタラ、ハドック、それからウナギ、カキ。淡水水族としてはサケ、それからマス、スズキ。こういった魚類の人工孵化放流が実施されていくことになります。当時の日本から見ると、米国の人工繁殖事業は、政府によって実施され、規模が大きいという特徴をもっていました。

以上から、この時代が海洋に関する学術調査・研究が起動し始める画期、それが国家的プロジェクトとして推進し始める世界的な画期であったことが分かってきます。ここで、6の結論部分をご覧ください。日本側に残された資料によれば、という資料的な限界のもとでではありますが、この時代を、世界規模で水産資源問題、それから水産資源保全の必要性が意識された初めての時代、世界史的規模でも水産資源問題が「誕生」した時代として位置づけることができるだろうと思います。明治日本の水産資源繁殖政策は、このような世界史的状況意のなかで起動し展開されることになったわけです。

では、この水産資源繁殖政策は、その後日本で は、どのように進められたのでしょうか。ここで Ⅳの一をご覧ください。19世紀末の日本では、 1870年代にサケ・マスの人工孵化技術という、水 産資源繁殖に関わる当時の最新技術の導入をおこ ないつつ、法制面では、おそらくはとくにドイツ の影響を受けて水産法制が整備されていきます。 一方で、このような外発的な漁政の展開だけでは なくて、水産資源繁殖政策の推進に際し江戸時代 から行われてきた水産資源保全慣行や制度を行政 が各地で発掘し、政策に取り込んでいくというこ ともおこなわれます。例えば、新潟県の種川仕法。 これは、サケの産卵場をつくって卵と稚魚を保護 し、サケを増殖させるという手法ですけれども、 18世紀末に登場したといわれています。あるいは 岩手県の瀬川仕法。これも江戸時代の18世紀前半 には存在していました。川留め漁という、川を全 部仕切って遡上してくるサケを一網打尽にする漁 法がおこなわれていたのですが、一定の期間、そ の網を開けて、上流へサケを遡上させることで産

卵を保護するというサケ資源保全慣行です。これらの国内で育まれてきた伝統的な手法を取り込みながら、それを法制化していくということが、この時期に進められていくのです。

一方、この段階に作られた水産資源繁殖に関わ る水産法制では、特定の漁具・漁法の使用禁止と か、産卵された卵や孵化した稚魚を採取するなと か、遡上産卵期に漁獲をするな、などといったこ とがしばしば命じられています。特定の漁具・漁 法の禁止であるとか、特定の魚種・漁場に対する 禁漁など、既存漁業を縛る規制的な取締り状況が 多く作られていくのです。これらの規制はとうぜ ん、既存の漁業秩序にも影響を与えていくことに なります。つまり、この段階の水産資源繁殖政策 では、役に立つ旧来の慣行や政策は発掘され製作 に取り込まれていくのだけれども、逆に、水産資 源繁殖に支障を与えるものは禁圧されていったわ けです。その結果、江戸時代から継続しておこな われてきたある漁具・漁法が突然、資源繁殖に反 するということで操業停止に追い込まれるといっ た事態も生じてきます。

その例として、明治23年の秋田県の事例を掲げ ておきました。秋田県の八郎潟では、地域周辺農 村にゴリを供給するため、近世以来、ゴリ引網と いう小規模漁具をずっと利用して採取がおこなわ れていました。ゴリ引網というのは、捩布、麻布 で作った目の細かな漁網です。ゴリやチカ(ワカ サギ) などの小魚を漁獲するのに使用された漁具 です。実は、このような漁具を当時の漁政担当者 は敵視していて、1885年、岩手県庁ではフナなど の稚魚を混獲していることを理由に毎年6月から 8月にゴリ引網の使用を禁止するという措置がと られていました。これに対して、ゴリ引網を使用 している地域は、ゴリ引網が細民の生業として重 要な役割を果たしていることや、これらの小魚か ら作った「塩辛」が周辺農村地域で用いられる加 工調味料として不可欠なものであることを主張し て強く反発を示しました。何とか継続させてほし いと願い出るのですが、秋田県庁はにべも無くこ の願いを却下しています。その理由は、ひとつは、 ①ゴリ引網が稚魚を混獲し、水産繁殖に大いに支 障があること。そしてもうひとつは、②「大ノ利

益」、すなわちフナなど経済的に重要な魚種の資源繁殖が優先されるべきで、そのためであればゴリ引網という「小ノ利益」を捨てざるをえないのだ、というものでした。

このように、水産資源繁殖政策のもとでは、ひとたび資源繁殖という理念に反する漁具・漁法と判断されると、徹底的な取締りの対象になったのです。特定魚種の稚魚を保護するために、しばしばゴリ引網に代表される、小魚を対象とした余業的な小規模漁業が抑圧の対象になりました。

しかし、このような規制があったとしても、その操業が地域の人びとの成り立ちに不可欠なものであれば、当然、規制を無視して操業を継続するケースも出てきます。行政から見れば、禁止されている漁具・漁法を使った密漁が多発することになるのです。また、ある漁具・漁法を禁止しても、その呼び名が地域によって違ったりすると、「うちで使っている漁具・漁法は禁止されているものとは違う」と言って、その使用を続けるようなケースも出てきます。行政側はこのような行為を「一品両名」という言葉で呼んで、取締りの対象にしていきました。

つまり、資源繁殖政策を進めるには、監視と取締りを担う機関や集団が必要になるわけです。では、」19世紀末の日本で、それをだれが担ったのでしょうか。結論から言うと、その中心的な担い手のひとつが警察でした。水産資源繁殖政策は、さきほど述べたように、日本漁業の文明化を目指した政策ですので、警察がその監視と取締りを担うのは一応理には適っているわけです。

典型的な事例をひとつだけ挙げておきます。 1883年12月の岩手県の事例なのですが、岩手県の 巡査・成田廣時という人物が上司の警察部長で あった島田(宗正)という人物に提出した上申書 が資料として残っています。それによると、(1) 近年、冬に川の淀みでホイドツクリと呼ばれる漁 具が使用され、水産資源繁殖に大きな支障が生じ ていると報告をしています。ホイドツクリという のは、二寸足らずの竿の先に鳥の羽をつけて、そ れで諸魚の稚魚を脅かしながら目の細かい網に追 い込んで一網打尽にする漁法でした。レジュメに 掲げた写真は、琵琶湖のオイサデ漁の操業風景を 写した写真なのですが、ホイドックリはこれとほ ぼ同じ漁法でした。この上申書のなかで成田は、 ホイドツクリが稚魚を乱獲する危険性の高い漁法 であるため、早急に取締りが必要だということを 上申したわけです。それに対する県庁の判断は、 次のようなものでした。それによると、ホイドツ クリは地獄網とも呼ばれており、この地獄網につ いては1883年に禁止済みである、しかし地域に よっては、その地獄網がどのような漁具・漁法で あるのか知らぬまま、それを「ホイドツクリーと 呼んで操業を続けているのであろうと判断を下す わけです。そこで地獄網の「方言」として「ホエ ト網」とか「ホイドツクリ」とか、こういったも のを列挙しながら再度使用禁止の通達を出すよう しようという方針を示しています。私はこれまで 東北諸県の事例しか見ていなかったのですけども、 愛媛県でも警察が資源繁殖政策の監視・取締り業 務を担当していることが分かりますので、(五) にあるように、これは全国的に見られるもので あったと考えています。

ここまでの論点をまとめておきましょう。水産 資源繁殖政策の推進を基本方針とした、19世紀末 の日本の漁政のもとで、日本列島各地で資源繁殖 という理念に適った漁具・漁法の発掘・取り込み がおこなわれる一方、その理念に反する漁具・漁 法は抑圧の対象とされました。そのためには、ど うしても監視・取締りを担う主体が必要になるわ けですが、その主たる担い手のひとつが警察だっ たわけです。そして、19世紀末の水産行政は、内 水面や沿岸漁場でこのような資源繁殖政策を推進 する一方、沖合遠洋では漁船の動力化や漁場の外 縁化が進められました。19世紀末の日本の御製は、 この二つの政策を軸にして展開していったわけで す。

最後に、「V. 20世紀への展望と今後の課題」 に入ります。冒頭でも申し上げた通り、水産資源 保全史に関わる私の研究は19世紀までで途切れて おり、まだ20世紀への展望を持たないままとなっ ています。ですので、今後は、少しずつでも20世 紀を展望した研究を進めていけたら、とずっと考 えておりました。残念ながら、その研究は現段階 では未着手なのですが、他の研究者のお仕事やた またま見つけた資料などを読むなかで、こんなふうなイメージを持てばよいのでは、といったことも、わずかながら出てきています。そこで、最後に、20世紀への展望を意図しながら3つほど論点を提示して、この報告のむすびとしたいと考えています。

まず展望-1というところをご覧ください。か なり古い論文になるのですが、人類学のケビン・ ショート氏が次のような指摘をしています。(1) 漁業組合が地先漁場における水産資源の規制管理 を自らおこなう日本の制度、それと比較しながら 現代の米国における水産資源管理の体制というの を次のように総括をしています。(2)アメリカ の場合は水産資源を管理するために何十人もの生 物学者をおいている。その生物学者が毎年毎年調 査をして、種類ごとの捕獲、漁獲枠を作っている。 それをコンピュータ処理してその処理を政府が 作った規則で維持し、取り締まるために膨大な組 織が必要になる。非常にコストをかけて沿岸資源 管理をする、漁業資源管理をするのだと述べてい ます。狩猟管理局や沿岸警備隊などに多くの税金 を投入して、それをやっているのだというわけで す。ところが、日本の場合には、そのような仕事 にほとんどお金がかかっていない。それが日本の 水産資源管理の特徴だ、とケビン氏は指摘してい ます。そのうえで、日本で地先漁場の漁業調整を 低コストで実施し得ているのは、地元の漁業協同 組合が自主的にそれをおこなっているためだと述 べるわけです。一方で、そのような制度を採用し ているゆえに、日本はレンジャーや環境管理の専 門家によって運営される沿岸域の管理システムが なく、沿岸域管理の一貫性のなさや、ひとたび漁 業組合が開発を承認すると沿岸開発が放任されて しまうといった問題を抱えてきたということが合 わせて指摘されています。このような指摘を踏ま えると、19世紀の日本は、ひとたび警察機構を利 用して、資源繁殖を目的にした管理・取締りの体 制の構築を志向したと位置づけられるように思わ れます。欧米をモデルとして、水産資源繁殖を進 めようとしたわけですから、それは当然といえる かもしれません。19世紀末以降、文明化の強制装 置としての役割を担ってきた警察を利用しながら

漁業の文明化を模索するなかで、日本もまた米国 のような内水面および沿岸域の水産資源管理を実 施する体制を作り上げようとした時代があったと いうことになります。一方で、一般警察を利用し ている限り、コスト面でも、また水産に関わる知 識などの能力面でも、それは限界を抱えたもので した。その結果、国家的な水産資源の管理・取締 り機関の設置という方向性は挫折し、漁業協同組 合による自主的資源管理体制へと向かう、という 歴史的ストーリーを作れないだろうかということ です。その結果として、①その地域の漁業者集団 を作る漁業組合に前浜漁場の特権的な「地先占有 漁業権」を付与し、②その漁業組合に地先水面に おける水産動植物の繁殖保護と漁業の取締りを担 わせる。そういう責務を与えることで沿岸、ある いは内水面の水産資源管理体制を作り上げてきた のが、20世紀以降の流れだということになります。 水産資源保全史という観点から、このようなス トーリーを組み立てることができるのではないか、 と展望してみたいわけです。

すると、次に、このようにして生み出された水 産資源管理の体制が、現在、どのような状況にあ るかが問題となります。これが展望-2の論点と なります。この点と関わって、緒方さんも共同研 究でご一緒されているようですが、婁小波氏のご 研究があります。 婁氏は、(1) 日本の沿岸漁業 は世界でもほぼ唯一の例外といってよいほど、沿 岸域資源を乱獲から守ってきた歴史を持つと指摘 しています。そのうえで、漁村コミュニティを ベースにした自主的な管理制度の存在が、世界で も非常に稀な事例としての日本沿岸漁業管理の成 功経験を生み出している、と位置づけるわけです。 要するに、展望-1のところで位置づけた漁業管 理体制というのは、戦後にかけて、このような成 功をもたらすのだと理解できるのだということに なります。そして(2)一種の社会関係資本とし ての性格を有し、優れて地域管理的・地域資源的 な側面を日本の沿岸水産資源は持ち、(3)この ような高い資源管理のパフォーマンスが達成され た理由として、漁業権制度と漁業協同組合制度を 前提として形成された自主管理組織の存在、それ によって形成された「漁業コモンズ」の形成、こ

れが非常に重要な役割を果たしたのだと結論づけています。

私は専門外でよく分からないのですが、一方で、 勝川俊雄さんは―最近たくさんの本を出されてい ますけども一認識が逆のようで、どちらが正しい のか消化できずにいます。ここではいったん婁氏 の説を採らせていただくこととし、その上で、緒 方さんのご研究を拝見しますと、緒方さんのご研 究というのは高知県の沿岸漁協の分析ですね。地 域漁協による水産資源利用とか管理体制の危機的 状況ということを指摘された、20世紀の末から21 世紀にかけてかなりこの管理体制がまずくなって いるということを、事例を通し発見されたご研究 だというふうに受け止めました。そのなかで興味 深かったのは、最大の問題は過少利用だと。さら に、漁業権はありながらそれが過少利用によって 空洞化している事実というのを発見されたところ が非常に興味深かったです。具体的には(1)共 同漁業権というのは入会権的な内実を実態として 持ってきたのだということを指摘されるわけです が、一方では地域資源の過少利用、地域の疲弊、 高齢化とか漁業自体の魅力の減少であるとか、そ れから権利内実の空洞化といったことが今の沿岸 地域では着々と進んでいるという危機的状況を指 摘されるわけです。(2)共同漁業権に基づく漁 業が地域を維持している基盤となるために関係地 区の住民が中心になって新しい利用秩序の構築と いったものが当然必要な段階に今至っているのだ、 あるいは生活基盤の保障のための漁業権制度とい うものを考える段階に至っているのだということ を指摘されています。それから、緒方さんが参加 されている共同研究で『変容するコモンズ』とい う本が出されています。その問題関心や視点とい うのをもう一度整理すると、まず①過剰利用防止 というのを意図して作られてきたコモンズ論の研 究の枠組みがあるのですが、多分この枠組みだと だめだろうというのがこの皆さんのご意見で、資 源の過少利用問題こそが日本のこういう共同資源 利用における最大の問題になっているのだという ことを高々に宣言するというのがまず一つの特徴 です。②日本の地域社会の疲弊、それゆえにこそ、 使えるものは徹底的に使いこなすという姿勢が必

要で、漁協が弱っていたとしても消える前にそれ をもう一度再生し適切なインセンティブを与え、 資源管理のための装置として配置していくことが 必要だといったようなスタンスに立たれています。 ③歴史的な営みによって培われた地域社会におけ るある種の権威が重要になることもある。なぜ、 漁協があらゆる地域の海洋資源、景観も含めてで すね、それに発言権を持ちうるのか。その時には その歴史性というのが非常に重要な意味を持つだ ろうといったことの発見。それから、④採取型コ モンズ。漁業のような採取型コモンズでは、こう いうふうにして監視の目で資源を管理していく。 あるいは、ツーリズムやダイビングとかそういう アミューズメントですね、そういう新しい資源利 用者との利害を調整する主体として既存の漁協と いうのをもう一度再生利用していく。そういうこ とが必要だろうといった方針がこの中に提起がな されていると思うのです。

それでこのことを前提にすると、通史的理解としては、やはり20世紀を通して日本沿岸水産資源の利用管理というのはある意味成功例として、婁さんのおっしゃるように位置づけられるとすれば、その主体になってきた漁協による資源利用、管理体制の限界というのが、過少利用という形で表出するのが21世紀であると。資源利用の監視機能と利害調整の担い手として再定義が漁協に求められている。そういう段階だと。新しい資源管理体制模索の時代というふうな感じで21世紀までを描いてしまえばいいのかなと、ちょっと単純かなという感じもするのですけど、こんなふうに20世紀から21世紀を捉えればよいのかなとご研究を拝見して思ったというのが二つ目です。

展望の三つ目です。この共同研究を拝見していて、じつは緒方さんのご研究ともう一つ面白かった研究があって、それが高橋勇夫さんのご研究で、内水面の漁業とそれから資源増殖に関わる論点として出されていた議論に非常に心惹かれました。「アユ 持続的資源の非持続的利用」というタイトルで書かれた論文です。1949年に漁業法が戦後成立するわけですけども、当初、内水面では国営増殖方式というのがじつは検討されていたということを高橋さんはそのなかで指摘されています。

要するに国が漁業権を買い上げて遊漁料を財源に 魚族増殖を国が実施するというわけです。これに 対し内水面漁業者からは猛烈な反発を受け、結果 として漁業権者、漁協に増殖義務と漁業権を認定 する体制に移っていったということが指摘されて います。つまり、水産資源の増殖と、漁場の管理 を通して内水面の資源価値を高める。その義務を 課す代わりに見返りとして漁業権を与えるという 政策をとったのだということです。そして、その 水産資源を増殖する方法には非常に多様な方法が あって、人工孵化放流だけでなくて様々な多様性 を持っていたけど、結局戦後日本の漁政というの は放流事業に増殖事業が一元化していくことにな ると。天然資源の増殖への取り組みが非常に少な い。その結果、内水面の自然状況にかなり大きな 負荷をかけるということになるんだというのが高 橋さんの指摘です。

そこで、①1963年1月30日の水産庁漁業部通達 というのが、じつはこうゆう放流への一元化の大 きな契機になるといわれています。増殖とは人工 孵化放流のことである。あるいは稚魚または親魚 の放流、魚卵床造成などの積極的人為的手段に よってなされるものがそれであると。禁漁区とか 禁漁期の設定など消極的資源管理、例えば種川仕 法とかそういったものはこれには当たらないとい うわけです。水産資源管理や増殖のかなり大きな 劃期になるということが指摘されています。高橋 さんのご研究はじつは念を入っていて、②1950年 代、高知県での聞き取りらしいのですけど、漁協 の仕事というのは種苗放流だけではなくて漁場管 理だという認識があって、それを否定する形で60 年代にこういうふうに転換していくということが 指摘されています。③要するに「川の釣り堀化」 の始まりというふうに位置づけられるわけです。 自然繁殖をさほど重要視していなかった当時の水 産行政がこういう方針を採るようになったわけで す。それで④1951年に水産資源保護法ができて、 その中に例えば魚道を設置せよといったような項 目もあるのですけども、魚道はあまり役に立たず、 さほど大きな情熱を持って取り組まれることは結 局なかった。結果、⑤義務放流漁が非常に重視さ れるようになり、どれぐらい放流したかが重視さ

れると。ところが、その増殖が実際その資源を増 やしているかどうかの検証というのが残念ながら 不十分だった。実際には種苗放流だけで増殖が難 しいというのが実態らしく、アユについては高橋 さんがそれを指摘され、最近川崎健さんの研究で サケについてもどうも人工孵化放流が実際の資源 量の増加に貢献してないのではないかという指摘 がなされています。

それで、歴史学的な課題としましては、19世紀 末段階の水産資源繁殖政策というのは漁場、漁場 管理ですね、それを含めたその資源増殖の取り組 みだったわけです。人工孵化放流事業も入ってき ますけど、それだけではなかったということです。 そうすると、それが孵化放流を基軸にした資源増 殖方針というのに集約化されていってしまう過程 の分析というのが歴史学者には求められてくるの かなというふうに思ったところです。高橋勇夫さ んの研究だと明らかに戦後になっているのですけ ど、果たしてそれでいいかどうか。それで、なに か関係資料はないかと思って見ていましたら出て きて、これは1935年の滋賀県の資料ですけども。 その中にたまたま水力発電のための水利利用許可 条項中に魚族の「補殖」という言葉が出てきます。 施設についての規定というところで。水力発電を する会社が水利利用権を利用するにあたり地域の 漁業者への補償として、「補殖」施設をつくるな ど、いろんなことをするんですけど、その程度を 巡って紛争が非常に頻発していると。魚道とか 「補殖」とかを補償として課す場合には内務省に 具体的にどういうことをやっているのかを上申せ よという通達がきています。この「補殖」という 言葉がすごく気になって調べてみるといろいろ出 てきます。例えば富山県だと、明治5年に水力発 電、会社が水力発電するために河川を使いたい。 その補償のために庄川養魚場というのを設置する ということです。これがまさに魚族の補殖として おこなわれる。福島県の昭和8年に阿賀野川の水 系の電力開発で魚族補殖として会津養魚場が設置 されると。新潟県のものは、水力発電とはっきり 書いていなかったですけど、そうじゃないかなと 思います。それから (新潟県の) 信濃川でもやっ ぱり水力発電を契機にして魚族補殖のために養殖

池四ヶが検討される。それから愛知県でも同じく、電力開発のために補殖事業として孵化放流事業が展開されるといった事例がぽろぽろと出てきます。どうも1930年代の電源開発とリンクしながらその孵化放流事業への傾斜というのが始まる。これはもしかしたら既に言われていることかも知れないのですけども、そういったことがどうも言えそうだぞというのが分かり、内水面の「釣り堀り化」の始まりとして戦前ですね、1930年代ぐらいまで遡って考えるべきじゃないかということです。つまり、新しい課題として、1930年の電源開発と内水面における水産資源増殖の一元化との関わりも今後、考えてみたいと考えています。以上です。

(質疑応答)

田口:狩猟とリンクしていてすごく面白かったで す。狩猟における毛皮資源、そして養殖毛皮と いうものが近代においてはじまるわけですけど、 それはだいたいカナダとシベリア、ロシアでは じまり、その技術が日本に入ってくる。だいた い北海道において実験されて、それが本州に下 りてくると。それと狩猟法の発展プロセスとい うのはリンクしています。そこではまさに警察 というものが重要なタームになるのですよ。こ れは僕の「近代とマタギ」というテーマで論文 に書いてきましたけれど、警察権力を使い動物 の毛皮を収集する。警察と軍隊、猟師が一体と なった毛皮収集システムがつくられたのです。 このシステムのモデルがどこかにあったのだろ うか、と探してみましたけど明確な形では確認 できなくて、ものすごい一気に作られていくの でそう考えたのですけども、今のところは分か りません。どうも漁業にも類似したシステムが あったのではないか、今日の高橋さんのお話で 又一つ問題と出合いました。

高橋(美):確かに狩猟とリンクすれば面白いな と思います。資源管理という点で。

田口:結局この問題って理科系とか文科系とか 言っていられなくて、結局生態学的な知見もい るし、もう一つは人間の生態です。人間という 動物の生態が問題になってくるわけです。人間 の生態系と自然の生態系がどうクロスし、そこ にどういう資源利用、資源管理が許され、あるのかということですね。その、人間が資源利用や管理システムを法制度化しいくプロセスというのが近代は非常に面白いわけですよね。例えば北氷洋のラッコの問題なんていうのは捕り尽くした頃に英国とアメリカとロシアで勝手に法律決めちゃうとか。そういうことはどういう発想から出てくるのだろうとか。全部まとまってくると思うのです。つまり漁業の問題とか農業の問題とか林業の問題とか全部がリンクする、一つの流れなのだろうと思うのですね。

高橋(満):僕はアメリカ、オレゴン州のロース クールに行っていました。コロンビア川のサケ 問題とかもやっているところだったので、興味 深く聞かせていただきました。アメリカでも80 年代以降頃からやはりダムをつくって、その代 償としての孵化放流のような政策を日本よりず いぶん前から、戦前から展開していましたが、 それに対する批判が増えていますよね。だって コロンビア川なんてバージといって、サケの遡 上してきたやつとか、下っていくやつを掬って 生け簀に入れて艀で下ろすとか、リークライン で下ろすとか。あるいはタンクローリーに乗っ けて国道を走って海まで持っていくといったこ とをしているわけで、それに対しての批判が出 ています。その批判の風穴みたいなものとして 先住民族の漁業権という議論もありますが、も しも国営繁殖方式になっていたらどうだったの だろうなというのは思いますね。その内水面の 大きな特徴として、海と違い免許制の色合いが 強いというのがあるじゃないですか。その、海 の共同漁業権は自然発生的に、というか昔から あるけど、内水面の、例えば第5種共同漁業権 みたいなのって免許制的なものが強く出てきて、 行政が指導することがわりと多いと思うのです。 やっぱり漁業権というのは、なんだかんだ言わ れつつ、ある意味一定の歯止めにはなっている だろうなと。そういった意味では緒方さんとか 過少利用がこれから問題だとおっしゃる。でも それは猟友会なんかもまさにそうですよね。存 在自体が消えてしまうかも知れないということ で。

田口:僕が20代の頃からずっと思ってきたのは、 まさにこの話しの始まりにあった愚民観ですね。 要するに海の漁師であるとか、山の猟師である とか、農民とかは愚かだと。だから官がいろい ろ手を尽くすのだという考え方がある。だけど も、官のそういう動きよりも民間で培ってきた 知識とか技術というのはそうそうバカにできな いのではないかというのが僕の研究のはじまり なのです。三面がそのはじまりだったけども、 やっぱりロシアに行ったりとか、いろんなとこ ろに実際にこう猟場について歩いたりとかして くるとやっぱり彼ら猟師の方が良く知っている のではないかということですよね。その庶民の 方が平衡感覚はあるのではないかと思っている ところがあるのです、もちろんデータがあるわ けじゃないからただ単に経験的イメージで言っ ているだけだけど。ただ、これからは変わって いくのですよ。というのは、これまでは狩猟経 験の豊かな人たちが地域の猟友会を引っ張って きました。だけど、この人たちがもうあと10年 ぐらいでほとんどいなくなります。その後は土 日猟師たちがメインの世界になってくるので、 果たしてどうなるか。多分漁業もそういった問 題を抱えているのだろうなと思うのです。まし て昔は内浦なら内浦の漁村、飛島なら飛島の漁 村、三陸なら三陸の漁村に子どもの頃から漁業 にたずさわってきた人たちがいたけど今はいな い。その技術もなければ知識もない人たちが多 数を占めるようになって、その人たちが集落を 作っている。そうしたなかでどうやって集落を 維持して、生活を守っていくかというところま で話しがきちゃうわけで。それをすごく感じな がらお聞きました。

森本:警官が漁業取締りをやったっていうのは岩 手県しか例がないのですか。

高橋(美): 警察官が、自分で漁具を、これまず いよって言ってきた資料はこれしかないのです けど、あらゆる県で警察がたずさわっていたと 思います。

高橋(満): これ「一品両名」というのが出てきますけど、他でもよく出てくる用語ですか。

高橋(美):いえ、たまたま秋田の資料に出てき

た言葉です。「一品両名」という言葉は使われてないのですけど、名前を変えているというのは、例えば江戸時代の村文書とかでも見かけます。ある漁法を使うなって規制したら、名前にちょっと一部付け足してその漁法を続けるというのはしばしばあるので。

川島:面白いですよね、この意識って。「方言」 という言葉が出てきますよね、法令のなかに。

高橋(満):今でも漁業権行使規則とかを見ると、 「何とか、別名何とか、何とか」と書いてある ものもありますよ。

田口: 狩猟も全く同じことをやっていますよね。 例えば「クビッチョ」ていう(鳥捕獲用) 罠が 禁止とされたら、いや、自分たちのは「ゴモ ジ」だから、「クビッチョ」、「クビチ」ではな いからと言って掛け続けるみたいな。

川島: この「ホイド網」っていうのは、ホイドは コジキ(物もらい)ですよね。今では差別用語 ですが、コジキでも簡単にできるっていう意味 だと思うのですが。

緒方:一点、高橋さんが疑問に思われていたとこ ろだけちょっと。婁さんと勝川さんの認識が違 うというのは、この後の私の報告とも関係する ので少し申し上げておくと、どちらも正しいで す。というのは、婁さんは沿岸漁業を見ている のです。今日の私の報告は沿岸漁業が中心です。 漁業権というのはそういうところに関するもの であるということでお話しいたします。一方、 勝川さんの場合、本人に直接聞いてみないと分 からないですけど、おそらく、もうちょっと広 い範囲の沖合漁業とかですね、遠洋漁業だとか も含めた漁業全体を見ておっしゃっているわけ です。面的に管理するのか、いや量的にあるい は船の数で管理するみたいなところで日本の漁 業法、漁業法制度というのは二つが組み合わ さってできているものですから、なおかつそう じゃない部分もあるということもあってかなり 複雑になっています。要するに見ている世界が 違うから意見が違うと。どちらも正しいという か、まあ妥当なのだということです。

森本:勝川さんはマグロとかカツオとか。

緒方:そうです。そういう世界を、婁さんが見て

いるのはイセエビとかそっちの方なのです。

漁業権制度の現状と課題 一高知県を素材として一

緒方賢一(高知大学)

高知大学の緒方です。よろしくお願いします。 先ほど婁さんと勝川さんとで見解が違っていると いうことをご説明しましたけれど、そうしたこと も含め、日本の漁業権や漁業制度全体について少 しお話、そのあと研究会のテーマである漁業集落 についてお話します。漁業権というのは漁業集落 に付随しているものだと思っていただければいい と思うのですけれども、それについて私が高知県 などで目にした現状に基づいてご説明したいと思 います。

まず始めに、日本の水産業が現在どのような状 況にあるのかを確認したいと思います。資料とし て漁業の部門別の漁獲量、生産額、漁業従事者数 の動向を掲げています。漁業従事者数の変化につ いては近年のものしかありませんが、それ以外は 1960年代からのものです。これを見ると、第二次 世界大戦以降の日本漁業の発展と衰退がよく分か るかと思います。赤と青の線が、1960年代から 2010年までの間での沖合漁業と遠洋漁業の漁獲高 の変化です。右側の三つは沿岸漁業と海面養殖業、 内水面養殖業で、右と左で目盛りが異なっていま す。傾向として高度経済成長期、昭和30年代から 40年代あるいはそれ以降の平成になった直後あた りまでは、遠洋漁業と沖合漁業は高い生産量を示 していることが分かります。それに対して沿岸漁 業は、先ほど高橋さんが紹介して下さった婁さん の本にも書かれていますけど、200万トン前後で ずっと長年推移してきて、近年になって急激に落 ちています。漁獲高自体はさほど大きくなかった ものの、ほとんど変動がなかったということです。 海面養殖業は上がって近年横ばい傾向です。内水 面漁業はほとんどないに等しく、産業としての漁 業という感じではないということが分かるかと思 います。

要するに、昭和40年代から50年代、あるいは平

成の初めぐらいまでは、遠洋漁業や沖合漁業が非 常に盛んだったということがあって、日本の漁業 はそれらが大部分を担っていたわけです。マグロ だとかシャケだとか、あるいはクジラなんかもそ うですが、みなさんがその頃食べていたものを思 い出していただいたら分かると思います。ところ が平成に入り、200海里問題や世界的な資源枯渇 といったことがあり、厳しい状況になったのです。 沿岸漁業も2000年あたりになると漁獲高が落ち、 かなり厳しくなってきますけども、それらに比べ るとかなり安定的に推移してきた。あまり見向き もされなかったものの、ずっと細々とおこなわれ てきて、それがだんだんと注目されるようになっ てきた。相対的な重要度が増してきたということ なのです。それが、まずみなさんに知って欲しい と思ったことです。

次に、漁業権についての説明に移ります。漁業権は漁業法で定められています。漁業法というのは漁業全般に関する法律で、漁業生産に関わる基本的制度を定め、漁業調整機構を運用し、漁業生産力を発展させ、かつ漁業の民主化を図るということがその目的です。そこに、これは漁業する権利だということで、漁業権が列挙されています。しかし、漁業というものは漁業権に基づかないものの方が実は多いのです。

そもそも漁業の種類というのは大きく分けて三 つあります。一つが「漁業権漁業」で、これは漁 業法に書かれています。漁業法6条で規定されて いますけど、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業 権という大きく分けて3種類の漁業権があり、そ れらに基づく漁業というのがこの漁業権漁業です。 こうした漁業権を設定するには都道府県知事から 免許を受ける必要があります。面的に漁場を決定 して、そこには他の人に入ってもらわないように する。漁業にのみ関しては排他的にその漁場、海 域を使うことができるという権利です。排他性がありますので、権利の性質は物権ということになります。実は漁業権漁業は、海域全体で考えると非常に限られた狭い範囲でおこなわれています。 資料に載せた地図を見ていただくと分かるかと思いますが、その設定されている範囲というのは沿岸ぎりぎりのところです。

それでは、漁業権漁業以外はどうなっているか というと、大きく分けて2種類あります。まずは 「指定・許可漁業」です。「底びき網」、「まき網」、 「捕鯨」、「遠洋漁業」、「近海かつお・まぐろ」、 「中型さけ・ます流し網」など、漁法や魚種を指 定したものです。これは農林水産大臣の許可にか かります。船は何隻までで漁獲高は何トンまで、 といったことを決め、日本全域単位で管理されて いる漁業です。農林水産大臣だけではなくて、都 道府県レベルは都道府県知事が許可する許可漁業 もあります。指定・許可漁業は、獲ることのでき る魚の種類や量が資源管理の名の下に日本国内で 決められています。漁業権の範囲外の陸地から ずっと離れた沖合、あるいは公海上、世界中あち らこちらへ行っておこなわれている。ただし、そ れには指定や許可を受けることが必要ということ です。

そして、それ以外は日本の場合全く自由で、「自由漁業」となります。漁業権の設定されている海域ないし指定や許可が下りているところの種類や漁法で獲らなければ「好きにやっていい」というのが日本の漁業の現状です。それを勝川さんは批判されていると思いますが、漁業許可を要せず、漁業権に基づかない漁業は日本国籍を有するものや国内法に基づいて設立された法人であれば自由に漁業がおこなえるということです。

従って、漁業権漁業は沿岸でおこなわれる漁業のごく一部です。先ほどの漁獲高のグラフともリンクするのですが、経済的規模にしても操業の面的な規模にしても、それだけの範囲でしかないということをまず認識していただければと思います。国際的な乱獲の問題など資源管理という意味で非常に大きな問題となっているのは、じつは漁業権漁業からはみ出している部分のところのものなのです。

なぜこのような漁業制度になっているのかということを第二次世界大戦後の漁業の歴史から見てみたいのですが、その前にまず、漁業権漁業についてもう少し詳しく説明したいと思います。先ほども申しましたが、漁業権には共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権と三つあります。それ以外に、入漁権というのもあります。これは要するに他の漁場に入る権利です。所場代を払う代わりに獲らしてというものですから基本的に共同漁業権に設定されます。

その共同漁業権には、第1種から第5種まであ ります。第1種と第2種が面的な部分、沿岸から 何キロぐらいのところまでという感じで設定され ます。第1種が、アワビ、トコブシなど貝類やイ セエビなど、定着性の水産動植物の採補を目的と する漁業に関する漁業権です。第2種共同漁業権 は、小型定置網、それから固定式の刺し網とかや な等の、漁具を移動しないようにして敷設し魚介 類を捕獲する漁業に関する権利です。小型定置は 定置漁業とは異なるごく小規模なものです。第3 種、第4種は特殊な漁法です。地引き網とか地こ ぎ網とかあるいは船びき網、飼い付け漁業、築磯 漁業だとかになります。第4種になるとかなり地 域も限定されますし、やっていることも非常に少 ない、特殊な漁業ということになります。基本的 に共同漁業権というと第1種と第2種で、とくに 第1種のことと考えていただければと思います。 先ほど中村さんのご報告にあった、「磯アジ突 き」という漁は専用漁業権を引き継いだものなの で第1種ないし第2種共同漁業権に入るのではな いかと思います。

その他、漁業権には定置漁業権と区画漁業権があります。定置漁業権は定置網の漁業権です。区画漁業権はいわゆる養殖漁業にかかる権利です。東北だと牡蠣やホタテなど貝類でしょうか。西日本だとマグロやブリ、ハマチといったものもあります。

区画漁業権の場合は一部にですが、共同漁業権 と区画漁業権は、基本的に漁業協同組合に免許さ れます。それ以外、例えば定置漁業権の場合は必 ずしもそうではありません。なぜ、漁業協同組合 に免許されるのかというと、明治漁業法からの 「悪」影響を断ち切るということが新しい漁業法 の大きな目的だったからです。

ということで、ここから歴史のほうへ移りたい と思います。1901年と1910年の漁業法については 先ほどお二人から説明があったので省略しまして、 第二次世界大戦後の昭和24年、1949年に制定され た現在の漁業法からお話したいと思います。その 特徴はというと、それまでの漁業権を全て証券化 し消滅させ、そして新たな漁業権を設定し、それ を免許するという方針にしたことが挙げられます。 なぜそうしたかというと、先ほど網元制といった 話がありましたけど、そういった半封建的のもの を排除するということがあったからです。必ずし も自由で平等な諸個人が形成したものとは限らな い漁業組合みたいなもの、あるいは慣行的になさ れてきたものというのは、民主化、あるいは新し い日本社会とは合わないので、徹底的に平等化を 図り、羽織漁師を排除する。農業において地主制 が排除されたのと同じように、働かない者は漁業 をするべからずだし、その権利も得るべからず、 ということです。それで、漁業者が主体となった 漁業協同組合に、当時一番重要だった漁業の権利 を免許するということになりました。

なお、今日は詳細を省きますが、漁業法とは別にもう一つ漁業に関する重要な法律がありまして、それが水産業協同組合法という法律です。漁業協同組合に関する規則を定めたもので、そこに例えば、漁業をする資格がある人の定義が書かれています。漁業協同組合の組合員資格として規定しているわけです。そういう漁業協同組合の組合員でないと漁業権が行使できないという形でセットにして漁業権制度というのはできているのだとご理解いただけたらと思います。

それで、先ほどお話ししたような理由から、旧漁業法の漁業権を証券として一旦消滅させた後、新たな漁業権を割り当てたわけです。その際の免許の割り当てをどのようにするか、あるいは隣同士で揉め事があったらどうするのかという点については、漁業調整委員会あるいは漁場計画制度といった仕組みが法律のなかに組み込まれています。国全体で共同漁業権に関しては10年に1回、定置漁業権と区画漁業権に関しては5年に1回、免許

の切り替えをおこなうことになっています。その たびに各県レベルで漁場計画を立て、誰と誰に免 許を付与するのかといった話合いがなされ、ふさ わしくない人に免許が下りないようになっていま す。万が一、揉め事、例えば境界争いですね、そ ういったことが起こった場合には、漁業調整委員 会で調整することになっています。どの県にも調 整委員会があり、今でも直接選挙で漁民のなかか ら委員が選ばれてやっています。漁業に関しては、 基本的に自分たちの地域の漁業者の代表者が集 まったところで、その地域の漁業に関する問題が 話し合って決められることになっています。その 話し合いが本当の意味で民主的であるかとか、合 理的であるかというのはまた別問題ですけれど、 少なくとも制度としてはそのように担保されてい て、行政や地域の有力者が勝手に漁場計画を決め るわけではありません。選挙で選ばれた人たちが 調整役になって決めているということをご理解い ただきたいと思います。

漁業法はいわば農地改革と軌を一にするような 形で1949年にできました。漁村の民主化を図り、 漁業協同組合を中心に漁業を発展させていこうと いうことです。農地改革で小さい自作農をたくさ ん作ったのと同じように、漁業協同組合の組合員 全員が資格を持って、船を持ち、一人一人独立し て自営業を営むといったようなことを目指した。 しかし、今日的に見れば漁業権漁場は非常に狭い。 それで、高度経済成長期になると、漁業も相対的 に産業としての遅れが目立つようになっていきま した。

それでどうしたかと言うと、外へ出て行くようになったわけです。その動きを後押しするかのように1962年、昭和37年に漁業法が改正されました。共同漁業権や定置漁業権、あるいは区画漁業権等について規則を改め、ある種の棲み分けのようなことがなされました。つまり、大海原で遠洋漁業をやったり沖合漁業をやったりする人はどんどん外へ出ていって、集落に残っている人たちは当時の小さな規模のままではなかなか立ち行かない、あるいは経済的に難しいということがあって少し人数を絞るようにしたわけです。1949年に漁業法ができたときには、基本的に全員平等で漁業権を

行使し、共に豊かになっていくのだといったこと が掲げられていたわけですが、実際は漁場が小さ い、経営的に厳しいといった漁業権の範疇では解 決できない問題がでてきた。そこで、外へ出て行 く人たちは外へ出て行って欲しいし、中に残る人 は規模拡大できるように、あるいは漁獲高が上が るようにということで、漁業法の改正がおこなわ れたのです。具体的には、漁業協同組合員の漁業 権、組合管理漁業権を漁業権行使規則に基づいて おこなうということにして、その行使規則の中に 漁業権を行使できる者についての条項を設けるよ うにしました。それまではそういう条項はなくて 漁業権は漁業協同組合に免許され、ある種みんな 平等でやっていたのですが、こういう人に漁業を やってもらうということが新たに書かれるように なりました。また、規則の制定改廃には書面関係 地区の組合員の3分の2以上の書面による動議が 必要といったように、きちんとした形で権利を整 備していくことになりました。

1962年改正では、定置漁業権についても変わり ました。定置漁業権は優先順位に基づいて免許さ れますが、それまでは「網組」とか「村張り」と いった、法律学用語では権利能力なき社団と呼ば れるのですが、そういう法人ではない組織にも優 先順位の上位が与えられていたのですが、そう いった組織の優先順位が下がって3位になりまし た。さすがに改正直後からというのは無理な話で したので、附則の3条で、改編や法人化するまで 当分の間は従前の扱いとするということにされま した。村張りとか法人化していない団体でも改正 前と同じように免許がされるというふうにしたわ けです。この「当分の間」が結局50年近く続きま した。2001年から附則の3条はなくなっているの ですが、まだ必ずしも全てが法人化されていない というのが日本の漁業、定置漁業の現状です。

このように1962年改正というのは非常に大きく 漁業権制度を変えました。それはある種、時代の 流れと沿っているというか、日本の漁業の方向性 とマッチしていました。農業の方では構造政策な どと言われますが、規模拡大だとか、法人化だと か、漁業の方でも同じような動きがあったという ことです。その結果、昭和40年代、50年代に沖合 漁業、遠洋漁業がかなり盛んにおこなわれた。しかし、それが今、軒並み落ちているということです。漁業権制度と漁業の種類別の漁獲高とは関係があり、時代と強くリンクしている部分があるということです。

高橋(満):昭和37年改正のことについて少しいいですか。漁業権行使をする人を整理するというお話しでしたが、具体的に関係地区の組合員の中でも誰と誰にやらせるのかといったことを漁業権行使規則で決めるということですか。

そうです。経験者優先とか、何トン以上の船を 持っている者とか、設備がある人とか、規則の書 き方はいろいろです。具体的にどうなっているの かというのは後でご紹介します。

それで、申し上げないといけないのは、1962年 改正で漁業権の行使はこの漁業権行使規則に基づ いておこなわれるようになったのですが、その後、 漁業協同組合は全国的にどんどんと合併していき ます。その際、漁業権はどうなったかということ です。昭和24年当時は漁業協同組合ごとにほぼ間 違いなく漁業権があった。漁協が合併して大きく なっていく時に漁業権も合併される場合もありま したが、漁業集落ごとに残された場合もありまし た。結果的に、改正以前は漁業権が漁業協同組合 ごとにあると考えてよかったのですが、それ以降 は行使規則の適用範囲ごとになって、実態として は元々の漁業集落ごとに設定されるようになった のです。例えば高知県では共同漁業権は91あるの ですが、漁業協同組合の数は20少ししかない。そ れはどうしてかというと、合併した漁協が昔の漁 業権を昔の地区のまま残している場合がほとんど だからです。基本的にはこの段階で、漁業協同組 合イコール漁業権の単位ではなくなった。少なく ても制度的にはなくなったということが非常に重 要で、それが後々いろいろなことに関係していき ます。

これからは現代的なことを話していきたいと思います。共同漁業権については過剰利用というか利用競合の場合と過少利用の場合の話を、定置漁業権についてはその実態の話を少しさせていただ

きたいと思います。

2004年に私が高知大学に勤め始めた当時、注目されていたのは漁業とレジャーの競合です。同じ空間に異なる目的で入ってくる人たちがいるときに、その利用関係の調整をどのようにするかという問題です。漁業とレジャーの利用競合という事態に対して沿岸海域をどう捉えなければいけないかという問題が、2000年前後にクローズアップされたわけです。

とくに有名なものに、2000 (平成12) 年の最高 裁判決があります。先ほど中村さんのご報告が あったまさに静岡県の内浦漁協の事案です。静岡 県沼津市の大瀬崎地域に江梨というところがあり ますが、そこで漁協がダイビングのチケットを販 売していて、その法的根拠が争われました。

結局最高裁では漁協側が勝つのですが、権利と して認められるかというと、なかなか厳しいと言 えます。というのは、地域共通資源としての沿岸 海域ということで、市民的なレジャー的な利用も なされると同時に漁業権が設定され漁業者が利用 して、同じ海域を共有しているわけです。自由使 用だ、公有水面だから自由に使いたいというのが レジャーの側の言い分で、漁業者からすれば漁業 をする場だから入ってくれるなということになり ます。しかし、漁業権はあくまでも漁業をするた めだけの権利で、排他的に漁業はできるけど、レ ジャー一般を排除できるかというと、そういうわ けではないのです。漁業権はたしかに物権ですが、 所有権と同じような空間の「支配権」ではないわ けです。それで揉め事が起こるわけです。先ほど 内浦のところでは、潜水券を漁協が販売してお金 を取るけど、それには法的根拠がないではないか とレジャー側が言いました。ダイビング業者がお 金を払いたくない、そのようなものは知らないと 言い出した。このときに重要なのは、漁業の管理 ではないので、漁業法は根拠にならないというこ とです。しかし現実問題として、ダイバーと漁業 者が同じ海域で同じ時間帯に活動していれば事故 が起こります。ダイバーが潜っているところに漁 船が来て、スクリューで引っかき回したら怪我も するだろうし、逆に定置網の入り口のところにダ イバーが来れば魚が逃げるしということでお互い

揉めるわけです。それをどう調整するのかという ことで、内浦では結局、レジャー団体と漁協が地 元の第三者を通じて手打ちをして、ダイビングに 関する協定を作りました。何時から何時まではこ このところを使い、漁業はそこではやらないと いったような棲み分けのルールを地域で作りまし た。それは法律ではないので、なんの法的拘束力 もないわけですが、それでも、揉め事を回避する、 あるいはきちんと安心して海域を利用するための 漁業者との間のある種の我慢比べみたいなところ で協定ができていた。裁判所もそれについては一 定の価値があると認めて、潜水料を払ったことに ついては、それは根拠のない支払いではなくて、 漁協側が不当な利益を得ているわけではないから ダイバー側に返すひつようはないという判決にな りました。要するに、ある種のローカルルールを 作っていかなければならないというのが、この利 用競合のあるところでの話です。

このことに関連して次に紹介するのが高知県の 大月町柏島という、小さい島の事例です。ここは マグロ養殖などの区画漁業や一本釣り漁が盛んで、 近年だと宝石珊瑚漁などもおこなわれています。 伝統的に漁業が続いてきた地域です。かつては島 の人口が1.346人いたけれど、今では500人を切っ ています。ところが平成に入ってから、スキュー バダイビングが非常に盛んになって年間3万人、 現在でも年間1万人以上のダイバーが押し寄せて 潜っています。そこで1995年に柏島スキューバダ イビング事業組合という同業者団体を作って、漁 協あるいは漁業者側とダイビング事業者側で協定 を結びました。どこどこのダイビングスポットを 利用させてくれ、そこには漁船は近づくな。逆に、 それ以外のところではダイビングをするなといっ た協定でした。ところがダイビング側がどうして も過当競争になって、これが守られない事態がで てきたのです。いいところを見せたいということ で指定されていないところに錨を降ろして、珊瑚 を割るとかいろんなことがあって、ルール違反が 絶えないということで漁協が態度を硬化させてし まい、締め付けを厳しくしたわけです。そうする と、ますます違反が増えるということで、2015年 現在未だに地域的な秩序というのが形成されてい

ません。先ほどご紹介した内浦ではちゃんとできたのに、柏島ではそうはなっていない。法的な裏付けがなく強制力がないために、本当の意味での自主的なルール作り、あるいは地域の話し合いでうまく解決してゆくというのはなかなか簡単にはできない。利用競合のあるような場所ではそうした問題があるわけです。新しい利用と古い利用とちまく折り合いをつけ、どのように秩序形成していったらいいのかということを考えなければならない。主として法律でそれは解決すべき問題なのかも知れませんが、まずは問題を提起しました。

一方の過少利用についてです。これは利用が非 常に少なくなっているというところです。じつは 利用競合が起きているような場所を県内で探し歩 いたら、実態として漁業の利用がほとんどなく なっているような状況を目の当たりにしたのです。 例えば資料に高知県漁業協同組合A支所というと ころの組合員の年齢構成を示しています。私も 2009年頃にここへお伺いして、組合長さんにお話 を聞きました。かつては8000万円、9000万円の水 揚げがあったところですが、私がうかがったとき にはもう3000万円を切っていました。そういうな かの組合員の構成率です。98年には若い人が、あ まり多くはないですが、40歳、50歳、60歳といっ た方が十数人いました。ところが2009年にはほぼ 皆無になっています。港に行けば分かるのですが、 舟ほとんどありません。しかし組合員は29名いる ことになっている。では、実際みなさん何をして いるかというと、釣り筏というのが沖合にありま して、そこへの渡船で小遣い銭を稼いでいるおじ いちゃんがいます。そういう状況になっていて、 これはもう過少利用以外の何ものでもなくて、ほ とんど利用がされなくなっている。ところが、そ この漁業権行使規則を拝見すると、これだけの漁 業をすると書いてあります。物権ですから排他的 にこの人たちしか使えない権利です。でも実際問 題として、列挙されている漁業をできるのは多分 一人もいないという状況です。それで私は権利が 空洞化していると指摘したわけです。形としては 権利がずっと残り続けるものの、内実はこのよう な状況だということです。じつは高知県の他地域 でも起こっています。ここはまだ29人一応組合員

がいるという形式でしたけど、ある漁協では一人 しかいなくなって、一人共同漁業権という状況に 陥ったというところもあります。そこでも漁業権 の行使規則はずっと何十年も変わらずにあります。

例えば資料に昭和58年、1983年のA漁協時代の 漁業権行使規則を載せています。その中身の変化 はということで、2008年のA支所の漁業権行使規 則も載せています。その漁業権の具体的な内容を 見比べると、漁業の種類ややり方は少し数が減っ ていますが、誰ができるのかといったことはほと んど変わっていません。ところが、現地で見てき て分かったのですが、例えば、テングサとかフノ リとかアマノリというのはもうやっていませんし、 それからトコブシ、アワビもほとんど獲れない。 イセエビもほとんど獲れないし、獲ってもいない わけです。しかし、規則には全部やると書いてあ るわけです。その理由を聞いたら、いつかはやる かも知れない、もし消してしまったら新たに書く のは難しいだろうということでした。権利という のは、このような形で残り続け、たとえ最後の一 人になっても残るものです。実際には絶対できま せん、できないけど残る。多分日本の沿岸の多く で、実態としてはこうした空洞化が進んできてい るのだと思います。

こうした漁業における過少利用という実態は、 みなさん感覚としては分かっているのでしょうけ れど、それを言い出したのは我々のあのコモンズ 研究の本が最初かなと思います。陸の方の入会、 入会地での過少利用ということも西日本などでは 結構起こっています。共同で使う放牧地を一人し か使ってないとかです。漁業の方も非常に少なく なってきている。入会的にみんなで使うとされる、 コモンズといわれるものの実態がかなり痩せ細っ てきているということがよく分かると思います。 これが共同漁業権をめぐるもう一つの状況です。 利用競合があってどのように利用調整するかとい う問題がある一方で、ほとんど利用がなされなく なって、沿岸の維持管理さえもできない状況がこ れから出てくるということです。以上が共同漁業 権の方の話で、第1種、第2種の共同漁業権につ いてこのような問題があるということの紹介です。

もうあまり時間がありませんが、定置漁業権の

実態と課題についても述べたいと思います。先ほど1962年の改正で定置漁業権の順位が変わったと申し上げましたが、それが現在どうなっているか。これは農林水産省の調査ですが、2013年現在、1、816件全国で定置漁業権許可されています。免許優先順位の第1位が「地元漁民の7割以上を含む法人」で、これが8.7パーセントです。「地元漁民の7人以上で構成される法人」というのが第2位ですけれど、これが14.5パーセントです。76.8パーセントが「1位、2位以外の漁業者及び漁業従事者」、1,394件ということで、50年経っても任意組織のままです。これが定置漁業の実態だということです。法人化の要請は1962年の改正以降、半世紀以上にわたって続けられてきているのですが、多くは法人化していないというのが実態です。これな恋さるごを制度、悪さるには人化しなける

これを変えるべき制度、要するに法人化しなければいけないと見るのか、いやそうではないと見るのかは非常に難しい問題があります。

次に高知県の実態に移りたいと思います。他の 県では水産会社が入っているところもあるのです が、高知県の定置漁業はほとんどが「村張り」で おこなわれています。いわゆる村落共同体が共同 出資するというもので、明治の旧漁業法の時代か らそうなのです。最初はお金持ちにお金を借りて やったようですけど、大正から昭和にかけて、高 知県内ではこの村張りが定着していったようです。

大正期には、高知県で土佐式落網という大規模 な定置網のやり方も開発されて、昭和初期にかけ て全国的に大流行したそうです。現在は違う形の ものが多いのですが、その頃は全国に網の技術、 やり方を伝える人が高知県に何十人もいたそうで す。そういう意味で高知県は定置網が昔から盛ん なところです。そのほとんどが村張り、今は大敷 組合という任意組合になっていますが、それで定 置漁業がおこなわれています。その数を見てみる と、昭和24年には定置漁業権数が90件ありました。 それから1989年、平成になるとだいぶ減り、51件、 うち大敷組合は38件です。2009年39件で、2014年 33件と少しずつ減っているけど、そのなかで大敷 組合が8割以上を占めています。個人でやってい る、あるいは漁協でやっているものもないわけで はないのですが、高知県では任意団体である大敷

組合による定置漁業がほとんどだということです。 前回の切り替えの時までは水産会社がやっていた ものも一つありましたが撤退しました。採算割れ ではなく、会社の方針として生産の方からは手を 引くということで、それで外から資本を入れて定 置漁業をおこなっているというのは県内ではなく なりました。新たに一つ法人ができましたが、そ れは村張りの任意組織を株式会社に変えたもので す。

1962年以降、なぜ大敷組合の法人化が進まな かったのか、ということで大敷組合の内実を見た いのですが、大敷組合は基本的に漁業集落民の共 同出資によって設立され、共同出役で営まれてい ます。出資は各戸平等が原則で、1戸1株とか、 あるいは10株ならみんな10株といったように同じ 割合です。漁撈作業は基本的に出資者が共同でお こないます。高知県の定置漁業の場合、だいたい 2隻1セットで網を揚げます。一隻の船に10名前 後が乗りますので、20名前後で1セットをおこな うというのが基本的な定置漁業のパターンです。 もしも二つ網を設置しているなら、二組に分かれ たり、あるいは一日で複数回揚げたりといろいろ あるのですが、要するに20人とか40人とかという 単位の作業する人が必要だということです。漁撈 長は船頭とか先長(せんちょう、さきちょう)な どと呼ばれます。そういうリーダーの指示に従っ て作業をしますので、素人の人でもやり易いく、 新規参入しやすいということがあります。

それから、昔からそうですけど、村張は集落全体で出資して、作業も全体でやるものです。ところが、かつての集落というのは100戸とか200戸とかあったわけです。そうすると、作業員はそれだけ数は要らないので、出資者が全員漁に行くとは必ずしも限らなかったわけです。もちろん誰かお金持ちがお金を出していたということではなく、村のみんながお金を出し合っていたのですが、そういう部分で漁業協同組合とは合いませんでした。漁業協同組合の場合は、漁に出る人しか組合員にはなれないし、その人が出資しなければなりませんが、大敷組合はそういうわけには行きません。例えば高齢の独居老人でも出資するということはあり得ますし、漁家でない人たちも出資する。つ

まり村全体でやるものだ、という意識があるのです。ということで、漁業協同組合と大敷組合みたいなものには当初から「ずれ」がありました。もちろん漁協が定置漁業をやっているところもありますが、必ずしもそれだけではなく、実際は「2枚看板」的におこなわれていたわけです。

そのようななかで大敷組合の中身はどんどん変 わってきた。例えば、過疎化が進み作業員が集落 内にいなくなってきたら、よその集落から借りて くる。あるいは外国人の研修生を使うとか、いろ いろなことが起こってきました。そうした人たち は同じ地区に住んでいないとか、漁業を何日以上 やっていないとかで、水産業協同組合法上の漁業 協同組合員資格には適合しない。定置漁業の免許 は、地元地区、地先のところに免許が下りるわけ で、よその人間は入ってこないことが原則となっ ています。それで働いている人が隣の村からある いはどこか遠いところから来ているということだ と具合が悪い。免許は優先的に地元漁民に下ろさ ないといけないのに全然違うところに下りている という話にまでなってしまうわけです。つまり現 在の高知県でおこなわれている大敷組合での定置 漁業は、漁業協同組合でできるような、あるいは 法人でできるような内実になっていないのです。 そういう意味で、法人化したくてもできないとい うことがあるのだと思います。もっとも、そもそ も法人化のメリットは何、ということもあります が。

ただし、法人化しないと困ることがあるのも事実です。例えば、2013年に定置網が流されるという事故がありました。県内のある地域の定置網が複数流され、数億円の損失がでたのですが、その追加融資をどこからか受けられるかというと、それは難しい。県漁連とかに頼みたいのだけど、それができない。なぜかというと法人格がないからです。先ほど大敷組合が一つ法人化したと申し上げましたが、それは融資を得るためだったのです。

漁業でも不測の事態はもちろん発生するわけです。定置網の引き上げ作業中に作業員が亡くなるということも結構あります。例えば、クジラが間違って網に入ってしまい、作業員がその尾で打たれて亡くなるという事故が去年もありました。そ

のときの補償をどうするのかということは当然あるわけで、労災みたいなことも考えなければいけない。そういう意味で法制度に乗らないといけないところもあります。しかし乗せられるのか、あるいは乗りたいのか、乗るべきなのかというのは非常に微妙な問題です。むしろ、伝統的な集落の入会関係みたいなものを全部法人化して、法に乗せて運営していくということが必ずしも合わないからこそ、75パーセントが法人化していないという状況が生じているのです。法人化しないと何かあったときに困る。ではどうするのか、ということを立ち止まって考えているということです。

このように、定置漁業権についてはその内実、 実態が大きく変質し、ますます独特のものになり つつあります。また、共同漁業権については利用 競合とそれから過少利用というものが近年クロー ズアップされてきて、伝統的な漁業集落を軸にし たこれまでの自明だった定置漁業なり共同漁業が、 岐路に立たされています。漁業法は漁業をする人 に漁業権を与えるとしていて、それを漁業協同組 合に免許しているのですが、それだけで果たして 間に合うのかという問題が出てきているのが今の 状況だと思います。

そこで例えば、婁さんは「海業」ということで、 漁業よりもさらに広い範囲、レジャー業など全て 含めた海業を漁業協同組合にやらせるのはどうか という議論をするわけです。それはある種の内発 的発展論の現代版で、一定程度評価できるのです が、法制度を考える側としては漁業協同組合の組 合員資格はどうなるのかという疑問が出てきます。 漁業をしなければ漁業協同組合員ではないという ことですが、それは1949年当時には正しかったで しょうし、今でもそうでなければいけない部分も 当然あります。が、これだけ漁村、漁業集落の過 疎化、あるいは混住化が進んで、以前の漁業集落 ではないような状況になっていて、必ずしも漁業 だけが沿岸海域の利害関係ではなくなっていて、 レジャーも入ってくれば、環境の保護だとか海岸 警備などもあるわけです。先ほど高橋さんの報告 にありましたけれど、こういったものを全部、こ れまでは自明のものとして漁村が担ってきたので す。しかし、その漁村の中身が大きく変わって、

疲弊が進んでいる。そのなかで漁業者だけにそれ をやらせることができるのかというと、それは厳 しいと思います。何か新しい器を用意する、ある いは今の漁業協同組合を新たな形に変えるといっ たことを根本的にしていかないと、どうにもなら ないというのが法律学者から見た漁業集落の現状 です。中山間地域直接支払いではないですが、漁 村にもそういった補助金が入りつつありますが、 それはある種焼け石に水みたいなもので、抜本的 な改善が必要です。しかし、今まである漁業法の 理念、つまり漁業者が漁業をして、漁場に責任を 持つという基本的なところまで崩すと、それはそ れで非常に大きな問題です。よく分からない人が 入ってくる、金さえ出せばいいのだろうといった ような人が入ってきて、収益だけを持っていくと いったことになると、それはもっとひどい深刻な 状況になるわけです。そういう問題はありますが、 今のままで漁業者がこのように少なくなっている 状況で、これまで漁村が担ってきた様々なことを できるのか。あるいは定置漁業を見ても分かるよ うに、必ずしも地元の人間だけでまわせているよ うな状況ではなくなってきたときに、どうするの か。本当にここ5年、10年以内で考えないと大変 なことになるというのが高知県で見てきた現状で す。

これで私の報告を終わりたいと思います。あり がとうございました。

(質疑応答)

田口: 震災前からこういった問題が本当はあるのに、じつは内在していて、それがいつ表面に出てくるのか分からない状況にあったのに、見ないふりをしていた。そこに津波が来て、問題が一気に表面化してきたということですよね。そのなかで一番我々が考えなければいけないのは、これは野生動物の問題でもそうですけど、最終的に日本はどうやって生きていくのという、グランドデザインになってくるわけです。我々は、これまで歴史的におこなわれてきた漁業、農業、あるいは山村の暮らし。全部そうですけど、そうした伝統的な第一次産業をどうするか、どうしていくのかという国家的な設計図が必要な段

階に来ているわけです。いや、国には明確に提示はしていないが、一つのデザインがあってガット・ウルグアイラウンドやらTPPやら、これはひとつの国家政策の流れとしてあるという見方もありますから難しいですけれど、いずれにしても、そのときに問題となってくるのは歴史的に形成されてきた権利ですね。一人でも行使者がいれば権利は残るわけだから、そのときにそれをどのように扱うかということです。例えば、行使者が一人もいなくなって、ゼロになったときにその権利というのは宙に浮くのですか。雲散霧消しますか。

緒方:現実には浮かなくなっています。権利は合併した漁業協同組合に免許がされていますので、ある地区の権利者がいなくなっても、例えば隣の地区と合併して、隣の地区の人間がそこにいるということにすればいいわけです。例えば、高知県漁協は6000名近くの組合員がいます。そうした県内の80パーセントを占めるような大きい漁協に入っていれば、その関係地区に誰もいなくなっても、隣と合併して漁業権を広げてそこに免許することは可能ですし、それが海区調整委員会で揉めることはありません。

漁業協同組合を大規模に合併して、県に一つの 漁協にしようという動きが全国で見られます。 大分や宮城、山形は県一漁協になっています。 合併理由の一つには、漁協も農協と同じで規模 拡大しないとやっていけないということがあり ます。もう一つは、そもそも水協法上、漁業者 が15人いないとダメで、これが満たせないと終 協が維持できないわけです。先ほど紹介した高 知県漁協のA支所は、一回合併漁協への参加を 否決したそうです。でもよく考えたら、人数を 満たせないのでダメだということで参加することにしたのです。そういう状況がおそらく日本 中であるのだと思います。大きな漁協になって 立派になったというものの、じつはせざるを得 ずにやっているという部分もあるのです。

川島:2008年に社団法人の「漁村文化協会」が解 散しました。あのとき私は、これからは「漁 村」という言葉はもう使えないと思ったくらい で。やはり、そういうのがなくなってくるとい う事態ですね。

緒方: 今、統計上は漁業従事者が17万人いると言われています。高知県にも6000人と書かれていますけど、実態は先ほど見ていただいたような感じです。

高橋(満): 猟友会も似ていますよね。それに、 猟友会が有害捕獲するというのはある意味共同 漁業権ではないけど、共同狩猟権みたいなもの かなと。地元の猟友会にしか有害駆除の許可は 出ないわけで。今回法律改正があって認定事業 者が参入できるようになったけど。ただ、漁業 の場合、漁業権というのが法律で物権として決まっていますが、狩猟権はあくまで慣習ですよ ね。あと海は一応公用物というか、土地みたい に所有権に縛られることはないというのも違い ますよね。

緒方: そうですね、陸地には所有権があって、それは排他的なもので空間的にもそこに入られないというのが原則ですね。狩猟は例外ですけど。一方、海はそれがないわけでみんな一緒。みんな好きに入れるけど、漁業者同士ではお互い縄張りがあるということですね。

高橋 (満): ちなみに区画漁業権でも優先順位は 同じような話しですか。

緒方:区画漁業権は基本的にほとんど組合管理漁 業権ですから、漁協に免許されて、漁協の中で 利害関係を調整するようになっています。先頃 有名になった宮城県石巻市桃浦の場合、優先順 位の高いところを変えたわけです。漁協にこれ までずっと優先的に免許されてきた区画漁業権 を漁協以外にも免許しようということで変えま した。ただし、あれは水産会社がお金を出して いるわけで、出資者が水産会社というのは極め て微妙な問題です。地元漁民が一応7名以上は 組合員で構成されているのですが、そこに免許 するということは、これまでは漁業協同組合中 心に免許してきたところに例外を設けるという ことで、言ってみればお金を出すところに免許 するという事例ができたわけです。それは危険 ではないかと思うのですが、地元の状況から考 えると、宮城県は県漁協一つなのでそれで本当 にできるかというと分からないですよね。それ 以外の解決手段があそこにあったかと言われればなかなか分からない。県漁協が大きくなりすぎて、現場から離れているところがあるのだろうと思います。それで、ああいうことが起こったのかなとも思えます。

ただし怖いのは、あれが全国展開されて、区画 漁業権をみんなスーパーが出資するようになる といった話がでてくることです。とくに値段の 高いもの、マグロだとかの区画漁業権にそうい うものが入ると、羽織漁師みたいな、収奪の構 造が生まれると思います。農業でもそういうと ころがあります。株式会社が入ってきて、従業 員を入れていく。それで今のところは地域と仲 良くやっていますけど、中間管理機構が入って 大規模にやるようになってくると本当にそれが 続くのかという問題がでてくるわけです。地元 と友好的な関係で、地域に根ざした農業ができ るのか。もし漁業にそれが入れば、同じような 問題が起こる気がします。1949年の漁業法の精 神というのはやはり大事であって、それを失っ てまでやるべきことかというと疑問にも思いま す。

田口:結局、よそから来る人たちに対する権利の ひらけ方というのが議論されていかないと思い ます。今、例えば民俗文化財になっている芸能 などを見ても、その地域出身の子どもだけでは 成り立っていないことは多々あるわけで。よそ から子どもを入れてみたいな。ただそういうも のも一時期は増えたけど、やがては減っていく みたいなことがあります。世の中の流行り廃り で。そういった動きにいちいち制度が応えてい られるかといったらそうもいかないわけですよ

緒方:そうですね。今のところ外部は排除するというふうに漁業法の仕組みはなっています。免許は集落単位でなされるし、漁業している人にしか下りないということになっている。しかし、先ほど少し紹介しましたけど、もともとはそうなっていなかったわけです。例えば、県漁協A支所の共同漁業権行使規則を見ると、必ずしも漁協の組合員に限るとは書いてありません。第1種共同漁業権の組合資格者は、個人でやる組

合員とその家族となっていて、組合員本人だけではない。つまり、1962年改正があっても、村の昔ながらの入会慣習がそのまま見事に残っているわけです。そういったことを考えると、漁業法の漁業者だけに限定するというのを、もう少しなんとかできないかとは思うのです。ただ、先ほど申し上げたとおり一定の危険性もあるので、誰でもいいという話にはならない。そこが難しいところですが、入れていかなかったらどうしようもない。だからやはり問題は入れ方なのです。

高橋(満): 先ほどの大敷組合での漁業出資者と 作業員の話しですけど、よその人が入ってうま くまわっているものを下手に法人化してしまう と、逆に優先順位が下がってしまうわけですよ ね。

緒方:そうです、「その他」になってしまいます。 定置漁業の場合、ほとんど競合がないので実質 的にはあまり問題ないですけど。地域では、古 くからあったものが今度、株式会社になったね、 というふうに捉えられるだけです。ただし、例 えば、マルハニチロみたいな会社が定置漁業に 活路を見出すべきだと方針転換してきちんとし たものを作れば、それは負けてしまうわけで、 法的基盤がないということはそういうことなの です。競合他社が現れたらあっという間に終わ り、という状況に陥ってしまうのです。

高橋(満): あともう1点。共同漁業権では排他的に水面を占有して漁業を営むということですけど、細かい話しをすると、それは種ごとの設定ですよね。例えば、アユやワカサギ、コイ、フナの漁業権が設定されている湖があるとして、そこでブラックバスを釣ることは問題ないわけですよね。そこが複雑なところですよね。

緒方: そうですよ。指定されていなければいいわけで、だから海岸に行くとよく看板にアワビやトコブシを捕ってはいけませんと書いてありますが、その他の貝は捕ってもいいのです。確かに、そこも漁業法の難しいところで、あくまでも産業としての漁業のみの話なのです。お金にならないものは別にいいということになっている。だから、海釣りなども全国的に自由です。

商業目的の、要するに漁業ではなく、あくまで 遊漁、遊びの漁だからそれでタイを釣ろうが、 海でウナギを釣ろうが構わないということに なっています。

田口: 例えば、中国から来た観光客が釣り漁をすることも構わないのですか。

緒方:問題ありません。漁業は日本国民でないとできませんが、遊漁は構いませんし、潮干狩りも問題ありません。ただ仮に釣ったとしても持って帰れないという問題はありますので、その場で消費ということになろうかと思います。そういった意味での観光は、海業の一つとして、考えられます。漁協の生き残る道として、観光を全面的に押し出していくことが実際におこなわれています。観光地引き網もいっぱいありますよね。あれは地引きという、第3種共同漁業権を使って形式上は漁協の組合員がやっているわけです。

田口:九十九里の大原でも外国人観光客に地曳き 網を曳かせるということをさせていますね。

緒方:ただし、厳密に言ったらアウトです。漁業権の行使は組合員でないとできないから、漁業権として指定されているものは漁業者しかできません。そこを曖昧にして、法律では関知しないことにしておこなっています。けれども、なにか事故があると大変ですね。すぐに規制がかかるでしょうし、そういった難しさはあります。

田口:やはり簡単に外部の人を入れることは難しいですよね。狩猟でも、今度の法改正で認定事業者が有害鳥獣駆除に参入できることになっています。でも実際には、猟場という、各猟友会が伝統的に占有的に利用してきた土地空間があるわけです。たとえ猟師が一人であっても、二人であってもそれは存在する。そこに認定事業者が勝手に入ってきて、私たちが駆除をやります、というのはまかり通らない。歴史的に継続されてきた場の権利があるわけで、それを飛び越えてやるというのは難しいですよ。実際に福島県ではそれで揉めました。

高橋(満): 狩猟の場合、漁業権みたいに優先順位が法律上決まっていないので厄介ですよね。

田口:だから、環境的施策というのは生物学者と か理科系だけで決めるのでなく、やはり文理融 合型でやっていくことが重要ですよね。

緒方: それも経済学者とか法律学者だけでなく、 史学や民俗学、社会学といった分野の人たちも 入れて、いわゆる伝統とかこれまでの経緯とか をある程度理解してやっていかないと無理です よね。

田口:だから最終的に問題になるのは歴史社会的 コンテクストです。ある種の合理主義でそれを 飛び越えてしまおうとするから問題だと思うの です。やはり、その延長線上に将来をどう描け るかということを、合意、了解を前提とした着 地点を求めていかないと。漁村の問題も山村の 問題も、農村の問題も全部そうだと思うのです。 そもそもそれを具体的事例に沿って考えましょ うというのがこの「戦略」プロジェクトの主旨 であるわけです。その象徴的なものとして「集 住 | という言葉を使っています。それは、考古 学とか、歴史学とか、あるいは現在の問題を扱 う民俗学、文化人類学とかが協働して歴史社会 的な流れの中で未来を考えるというときにどう してもキーとなる共通する言葉が必要だったか らです。それで集落ではなくて集住という言葉 を使ったわけですね。

それに、もはや漁村といっても漁業者の集落ではなくなっている。例えば僕の田舎は(茨城県)日立港の周辺ですが、全部宅地です。結局、漁村から会社に勤めているだけなのです。漁村

のベットタウン化ですよね、今は。そうした ベッドタウン化している漁村というもの、ある いは漁業集落というものが、今後どうやって生 き延びていくのか。今の子どもたちだって必ず しも帰ってくるわけではない。そうすると、よ その人たちが入ってきたときに、そこに永住し ますと言ったときに漁業権をあげるのかといっ たことを今から考えておかなければならないわ けで。

緒方:それが微妙ですよね。今は漁業者ではないといって排除しているわけですけど、それで本当に立ち行くのかというと、立ち行かないところが多い。何とかしないとどうにもならない状況になるわけで、漁業協同組合がきちんと漁場を管理しているかというと、そんなことは必ずしもないわけです。獲れるだけ獲ってしまうというのが漁師の性だとよく言いますけど、それ以外にも藻場が醸成されているか、技流種は放流されているかと言えば、全然うまくいっていないこともある。それで本当に漁場の管理をしているかと言うと厳しいわけです。獲る人もいないのに撒いてもしょうがないということもあるのでしょうけど。

田口:ただ、未来を見据えて今日のような議論を していかないと、本当に大変なことになるとい うことは間違いなく言えるのかなと思います。 そろそろ時間がなくなってきたので、この辺で 研究会を締めたいと思います

(了)